

第八十五回国会 大蔵委員会税制及び税の執行に関する小委員会議録 第一号(閉会中審査)

本小委員会は昭和五十三年九月二十二日(金曜日)委員会において、設置することに決した。
九月二十二日
本小委員は委員長の名で、次のとおり選任された。

池田 行彦君 小沢 恵三君
大石 千八君 後藤田正晴君
坂本三十次君 村上 茂利君
森 美秀君 保岡 興治君
大島 弘君 川口 大助君
只松 祐治君 貝沼 次郎君
宮地 正介君 高橋 高望君
荒木 宏君 永原 稔君

九月二十二日
保岡興治君が委員長の名で、小委員長に選任された。

昭和五十三年十一月十日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席小委員

小委員長 保岡 興治君

小委員 小沢 恵三君 野田 毅君
大島 弘君 只松 祐治君
坂口 力君 宮地 正介君
安藤 巖君 永原 稔君

小委員外の出席者

大蔵委員長 大村 襄治君
内閣官房内閣審議室長 清水 汪君
法務省民事局参事官 青山 正明君
法務省刑事局刑事課長 佐藤 道夫君
大蔵省主計局次長 加藤 隆司君
大蔵省主税局長 高橋 元君

大蔵省国際金融局長 官崎 知雄君
国税庁長官 磯邊 律男君
文部大臣官房総務課長 大崎 仁君
文部省大学局学生課長 石井 久夫君
厚生大臣官房審議官 北村 和男君
厚生大臣官房総務課長 幸田 正孝君
資源エネルギー庁石油部石油備蓄対策室長 森清 剛生君
自治省税務局府県税課長 吉住 俊彦君
大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

十一月十日

小委員高橋高望君十月二日委員辞任につき、その補欠として高橋高望君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日
小委員宮地正介君十月四日委員辞任につき、その補欠として坂口力君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日
小委員荒木宏君十月十三日委員辞任につき、その補欠として安藤巖君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日
小委員小沢恵三君及び永原稔君十月十七日委員辞任につき、その補欠として小沢恵三君及び永原稔君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日
小委員池田行彦君同日小委員辞任につき、その補欠として野田毅君が委員長の指名で小委員に選任された。

選任された。

同日
小委員野田毅君及び坂口力君同日小委員辞任につき、その補欠として池田行彦君及び宮地正介君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日
小委員安藤巖君同日委員辞任につき、その補欠として荒木宏君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件
税制及び税の執行に関する件

○保岡小委員長 これより税制及び税の執行に関する小委員会を開会いたします。

税制及び税の執行に関する件について調査を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。只松祐治君。

○只松小委員 きょうは大蔵官が見えなくなりまして、総論的なこと、結論的なことはまた次回の本委員会にお聞きしたいと思ひます。きょうは、個々の問題を若干予算に関連して聞いておきたいと思ひます。

本年度の税収もなかなかいまままで伸びないし、今後なかなか容易じゃない。したがっていまして現在の税収の状況、見直し、当然それは、もう間もなく予算編成期に入っていきますから、来年度の税収見積もりにも関連してくるわけでございますけれども、来年度の税収はどういうふうにご予想されておるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○高橋説明員 御承知のとおりでございますが、

本年度九月末の税収が八兆二千八百十六億でございます。これは来年度の五月份のいわゆる取り込み分の税収を除きました五十三年度の予算に対する進捗率で申し上げますと、四三・三％でございます。前年同月の決算に対する税収の進捗率が四四・四％でございましたので、前年との差でマイナス・一ということでございます。これは五月以降、毎月前年の進捗率を下回って推移してまいっておりますので、税収のこれまでの、つまり九月末までの実績は順調であると私どもは申せないわけでございます。

これから、今年度全体の税収はどう推移していくかという御質問でございますけれども、実のところ、これから先八カ月分まだあるわけでございます。したがって、いまはつきりかくかくなるだろうということを申し上げるのは大変むづかしいと思ひますが、大ざっぱな感じで申し上げますと、予算の見積もり、すなわち二十一兆一千五百億円、補正後でございますが、この税収を上回るということは非常にむづかしいというふうに考えております。ただ九月以降、各種の調査によりまして、企業収益が徐々に回復しておるといふような話もございまして、その辺を見詰めてまいりたいというふうに考えております。

本年度の税収につきましても、まだ確定的な見通しというものは私ども持っておりませんので、来年度、それを土台として経済見通しの枠の中で、どういう税収を見積もるかということになりますと、これは全く申し上げる自信が実はないわけでございます。一つは、経済見通しの問題、それから一つは、今年度下期の経済の推移の問題でございます。その辺は今後、政府全体として経済見通しを立ててまいりますのに即応いたしまして、私どもとしても十分な税収の見通しを立てたいと思っておりますが、一つだけ申し上げておきます

と、五十三年度におきましては、制度改正によりまして、五十四年度五月份の税収二兆四百億圓というものを五十三年度予算に取り入れられましたので、したがって、税収が五十二年度並みの伸びを示したといえども、五十四年度の税額が、仮に同じ伸びでございまして、五十三年度の当初と同じ程度の税収になるというふうなことになりますので、来年度の税収の見通しについては余り樂觀はできないんではないかというふうな考えであります。

なお、今後の推移によってまただんだんと固まってきたらと思います。御質問があればお答えいたします。

○只松小委員 私も現在の経済情勢から見ても、本年度中そんなに大幅な伸び、余剰分が出るだろう、こういうふうには余り思わないので、お答えも大体そうだと思います。

では、来年度はといいますと、いまから来年度のことは確とは言えない、それもそうかとは思いますが、しかし、もう予算編成期ですから、これの見通しが必要ならば予算編成できるわけないし、まして、では公債をどうするかという問題になりますと、結論が出せませんね。しばらくは総選挙を争っている最中ですから、まあそれを終わるまではいいとして、これが終わるとすぐ予算編成に取りかからなければなりません。したがって、この委員会では言い逃れだけするということにはまいらないと思うのです。もう皆さん方の腹の中というか、そういうものは大体固まりつつあると思います。

結論的に、ここの税収を上回らないだろう、こういうお話でございましたが、大臣がおいでになれば来年度予算をどう組むかということも聞きたいわけですが、私の推測として、余り細かいことは財務から何か突き上げがあるだろう。そうすると、どうしても同じく一五、六%の伸びはしていかなければならないということになりますと、やはり四十兆円前後の予算案になつてくる。四十兆円の予算案にここのと同じような

二十二兆円前後の税収である。いろいろな雑収入や何かを含めまして二十五兆円を突破するのはむずかしい。こういうことになれば、十五、六兆円の公債依存度、こういうことにならざるを得ない。パーセンテージにすれば四〇%前後になる、あるいは四〇%を突破するかもしれない。こういう状況にどう対処されるのか。それこそここで大臣に聞きたいところですが、大臣いせんが、局長はお見えになっていきますか。この公債問題にどう対処されるお考えであるか、またどういう見通しでありますか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○加藤説明員 ただいま主税局長から御答弁がございましたように、税収の方が定かでございます。それから歳出面の方は、目下九月の一日から各省からヒヤリングをしております、編成作業が進行中でございます。したがって、歳入歳出面で目下そういう段階にございますので、確たることは申し上げられませんが、

ただ、歳出面に限って申し上げますと、再三当委員会におきまして大蔵大臣が御答弁になっておりますが、一つは、スクラップ・アンド・ビルドという考え方、それからもう一つは、経常的な行政経費については前年同額主義というふうな考え方、こういうふうな考え方で鋭意歳出面について検討を続けておるわけでございます。したがって、ただいま只松委員からのお話しの数字、歳入歳出面からの御指摘がございましたが、あとしばらくお時間をいただかないと確たることは申し上げられないという段階でございます。

○只松小委員 それに関連して、債務証券の発行や、あるいはたとえば二年もの、三年ものはあれですが、国債が構想されておるとか、いろいろ議論をされておりますが、一口で言えば、落ちるところまで落ちたなという話にならざるを得ない。公債というのはある意味では長期的なものでございますから、この長期的なものが、銀行預金や郵便貯金と同じようなものを国が借りたり何かしなければならぬということ、これはもうその

ことだけでも完全な日本国家財政の破綻ですよ。それはそれといたしまして、そういうことを進める意向があるか、あるいは準備等をしておられるかどうか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○加藤説明員 ただいまの御質問のような構想が新聞紙上で伝えられましたことは承知いたしておりますが、私どももいたしましては全く白紙でございまして、特段にそういうことを検討しておるか、あるいはそういうような問題ではございません。これは担当は理財局でございますが、実際のところそういうことでございます。

○只松小委員 理財局はきょうは来ていないのですか。

○保岡小委員長 理財局はきょうは来ておりません。

○只松小委員 前段に申しましたように、きょうは大蔵大臣が来ておりませんので、この問題はそれぐらいにいたしまして、こういう財政状況の中で、国債とともに今度は一方税収の問題になってまいります。

構想されておるのが一般消費税ということになるわけですが、その後の一般消費税の進捗状況といえますか、いまほとんど逃げの答でございすけれども、税調はその後進んでいない、恐らく結論的にはこういうお答えになろうかと思ひますが、私がたびたびこの席でも指摘しましたように、論議としては税調でございすけれども、税調には一人の事務員もいないわけでございますから、作業は主税局で着々進んでおる、こう推測できるわけでございます。主税局関係者からその後の進捗状況等をお聞かせいただきたいと思ひます。

○高橋説明員 税制調査会の一般消費税部会の試案をいただきましたから今日まで、税制調査会の試案の中にも述べられておりますように、この試案とこれをつくるに至りました背景というもののついて国民の皆様に周知を図って御理解をいただくような努力というのを重ねてきておるわけでございす。

九月以降今日までに、いろいろな方面でいろいろな機会に百二十回を超える説明会と申しますか、御意見を伺う会というものをやっております。そこで私どもとしては、取引の形態、それから経済の事情、それぞれに即しまして、試案の中で述べられております各項目についてかなり掘り下げた御質疑ないし御要望というものをいただいております。現在、試案の細目をどう考えるべきかというふうなことを私ども事務局といたしましては整理をいたしております。こういう各方面からいただいた御意見というものを踏まえて、積極的に具体的な検討を進めております。

いま委員からお話のございました政府の税制調査会の会議といたしましては、九月以降今日まで利子配当の勉強を進めておりましたので、一般消費税について取り上げられておりませんが、どういたしますか、税制調査会の会長との御相談ないし御意向というものもあると思ひますが、私どもの方の具体的な検討と申しますか、各方面の御意見に基づく具体的な検討の状況というものを、何らかの機会に税制調査会として御審議をいただくということが必要かというふうには思つております。

○只松小委員 自民党の欧州調査団の報告書なんかを見ても、その中の一つに、EC諸国でそれほどの問題が生じなかつたのは、相当の準備期間を置いた、あるいはその前に取引高税等があったとか、いろいろなことが書いてありますが、一つは、準備期間があつて国民が納得した、こういうことが述べられております。ところが、いま申しますように四〇%から赤字公債が出れば、大蔵当局としてはしゃにむに、何が何でも増税の方に行かなければ大変なことになる、これは一理だと思ひます。しかし、これにも一定の準備期間が要るわけですが、国民に対してどの程度の準備期間を必要とされるか、どういうお考えですか。

○高橋説明員 一般消費税の特別部会試案とい

う形になりまして、先ほど申し上げましたように、国民の皆様に周知徹底を図って御理解をいただくというステップになりましたのは、去る九月でございますけれども、その前に昨年の十月に中期税制答申の中で、一般消費税の輪郭というものが現れて、こういう税制について具体的に税制調査会から提言があったわけでございます。そういうことを考えますと、一般消費税問題についての税制調査会、また政府での作業と申しますか、準備と申しますのは、すでに一年有余を積みましておるわけでございます。そこで、欧州各国で付加価値税を導入いたしました際に、それぞれ各国政府が尽くされた準備ないし周知というふうなもの、と、現状での一般消費税についての私どもが、また政府の税制調査会がこれまでやってこられた準備、周知というものの間に、実のところそれほど差があるというふうに思っておりますけれども、何分にも広範な方々を納税義務者とする税制でございますから、この上にも十分努力を重ねて、国民の皆様の理解と御協力がいただけるようにぜひ持っていきたいというふうに考えております。

これが一年でなければならぬとか、三カ月がよいとか、そういうふうなことは、私は年数の長さでなくて、年数の長さで申しますならば、先ほど申し上げましたように私どもはすでに一年有余を積みましておるわけでございますが、その密度というものであろうかと考えておる次第でございます。

○只松小委員 官僚的にはちゃんとした答弁になっておるかもしれませんが……

確かに私たちが去年から取り上げて論議しております。国民に媒体するに一番大きな力を持っておりますマスコミ、これが取り上げたのはあえて言えば税調から骨子が報告されてから後に始まりました。それまでは議論はもちろんです、論評も余りやっております。そういうことからすれば三カ月前後、こういうことになるのじゃないですか。それから、来年施行されるかどうかは別といたし

ましても、一年はない。半年ちょっとぐらいしかないわけですね。

中国に行きますと、御承知のように大体、一年という話はしませんね、ほとんど十年単位の話し合いが必要です。短くても五年のことしか話しません。十億の国民がおるからそうだと思うのです。日本だって一億一千万人いるわけですから、下から見ると大変長いから、幾ら情報化社会といえども三カ月や半年ではそう周知徹底できない。また後で具体的例を出して聞きますけれども、私たちはまだ実施に当たってのいろいろな要領というのはいまからないわけですね。だから、すでに一年半経過しておる、あるいは月日は限らない、これではちょっととつきらばうな答弁だと私は思うのです。少なくともいろいろなことをして、私は賛成じゃないですよ、賛成じゃないけれども、やはり一年以上は具体的にPRを始めてから必要だとか、そういうお答えが妥当なお答えじゃないですか。そういうふうにお答えになりますか。もう一年有余しているから十分準備期間はあつた、こういうふうにお答えですか。

○高橋説明員 繰り返しますように恐縮に存じておりますが、私どもは国民の皆様に御理解をいただくことが何より大事だと考えております。ただ、それは時間の経過というものがあつた程度必要だという委員の御指摘、これもまた非常に重要な御指摘だと思ひますけれども、税制の仕組みをいたしましていくつもの細目は先ほど申し上げましたように、私ども現在各方面いろいろな意見の交換をいたしておるわけでございます。そういう点を別といたしましては、骨格のない輪郭というものはかなり具体的に先般の特別部会の試案の中に明らかにされておるわけでございますので、納税義務を負われる方、それから税の負担をしていただく方、それぞれ試案の考え方に沿つて御理解が非常に進んでおると思つておりますし、これからは進めていただくように私ども今後十二分に努力したいと思ひます。重ねて同じことを申し上げるようで恐縮でございますけれども、私ども

もの考えを申し上げさせていたかくとそうでございます。

○只松小委員 この新税を施行するに当たつての人員はどのぐらい要るか、いまからの養成期間がどのくらいかかるか、現在の人員の配置転換その他で賄ひ切れるのか、新たに養成しなければならぬのか、そういう点についてお知らせいただきたい。

○磯邊説明員 一般消費税に關します前提の考え方というのは、税制調査会の特別部会の試案が発表されましたことによつて私たちもおおむね了承しておるわけでありまして、それによりまして、納税者、また税務職員にできるだけ手数のかからないような仕組みに一般消費税関係はなつておることをわれわれも十分承知しております。

ただ具体的に、では今後、どれだけ人数をふやす必要があるか、それからまたどういう機構であるべきかということにつきましては、国税庁としては国税庁なりいろいろな勉強しておるわけでありまして、また何分一般消費税のより細部にわたる格がはつきりいたしませんので、そういう内容が判明するに従つて私どもも手直ししていく、そういうことではいま内々作業してはいるわけでございます。ここで答えするまでも、まだ自信がある作業の結果でございますので、御答弁は遠慮させていただきますが、より一般消費税に關する内容が具体的になるに従つてわれわれも、これに対応する機構、定員等についての作業をより進めていきたいと思つております。

ただ、この一般消費税の問題だけではなくて、そのほかに私たちがとしては、去る三月の衆参両院の大蔵委員会での附帯決議をいただいたわけでございまして、現在の税務職員というのはそれでなくとも非常に足りないわけでございまして、今後定員の増加を含めて税務署の機構等についても充実に迎へたいと思つておるわけでございまして、私たちが非常に歓迎しているわけでございます。そういうこともあつて、できるだけ人員は予算あるいは定員の許す範囲内においていただいてまいりたいと考えております。

○只松小委員 大体現在の人員でおよそ間に合うのか、相当に大幅に入れないとかならないのか、その点だけひとつ……

○磯邊説明員 たとえば、これは仕組みは違ひますけれども、イギリスで付加価値税を導入いたしますときには、そのために八千人の職員を増員したというふうな資料がございますけれども、日本の場合は、イギリスの付加価値税とはかなり違つておまして、そういう多数の定員を増加しなければならぬということにはならないと思ひますけれども、しかし、やはり何分新しい税務でございますから、定員の増加は必要だと私は考えております。

ただ、定員の増加といひましても、御承知のように税務職員の場合には、ただ数さえそろえればよいというふうな問題でございまして、それに対する訓練なりあるいは教育が必要だと思ひます。ただ、いまのわれわれの構想といたしましては、一般消費税につきましては法人税また所得税についての同時調査というのを考えておりますし、それからまた、この法律が施行になりましたら、一挙に全面的な調査をするというまでは至らないと思ひますので、さしあたり、一般消費税を施行されるからといって、大幅な定員の増加がなければ、とても執行できないというふうな問題ではなくて、徐々に定員をふやしていくながら、一般消費税の執行の密度を高めていきたいと考えておるわけであります。また、これを裏から言いますと、消費税が施行になりましたら、最初から全面的な調査をするわけでもない、したがって、それほど大幅な定員をふやさないけれども執行が可能なという問題でもないと考えておるわけであります。

○只松小委員 まだどうも税制調査会の検討が進んでおらないので、みんな確たるお答えをなさらないやうでございます。また十二月に小委員会をやりますので、そのときに具体的に詰めたと思

います。

したがって、きょうは一つだけ具体的な話で、
 どういうふうにするか。この前クリーニング店の
 話をしましたが、たとえばEC諸国では出版物は
 非課税の方が多いですね。ところが、日本の場合
 は大体課税される、こういうふうでございませ
 う。そうすると、出版物というのは、お考えにな
 つかうように、印刷、製本、その前にいろいろ執
 筆し、絵をかき、ずっと段階があるわけであり
 ます。各段階を通じてきまして、最後に小売店に
 来る。各段階ではきつとすでに課税がなされて
 いる。小売店に来て売れなくて返却になった。いま
 出版界は取り次ぎ問題やいろいろなことでもめ
 ておりますね。返却になった、これが裁断されたり
 焼却されたり、没になった、こういうことになれ
 ば、前段階としてはきつと課税をされてきて
 いるわけですが、この場合はどうなるのです
 か。返却されるか、それとももうすでに課税され
 ておるものはそのまま——こういう問題は、私が
 前回のときに一、二例を挙げましたけれども、小
 倉さんはいたし方ない、こういうお話があつたわ
 けです。こういうふうには、明らかに前段階で課
 税されて、最終段階ではその製品がゼロになつた
 という、これは私がたまたま出版の例を挙げまし
 けれども、そのほかにもあると思います。こうい
 うことに対してどういうふうにお考えになつてお
 られますか。

○高橋説明員 この部会の試案で示されてお
 る一般消費税の基幹的な考え方の中に、これの
 基礎になります。売り上げまたは仕入れというもの
 につきましては、現行の所得課税であります所得
 税ないし法人税の考え方を大幅に取り入れてい
 く、それによって納税義務を負われる方につい
 ても簡明な仕組みをつくることであると思
 います。

いまお示しのありました売り上げの取り扱いに
 つきまして、課税標準は売り上げでございませ
 ぬ、たとえば返品、値引き、割引戻しというもの
 が起こった場合にどうするかということについ

て、これも先ほどお答え申し上げました各方面と
 の間の御相談と申しますか、意見の交換の際に、
 たびたび問題になっております。現在の基本的な考
 え方は、そういう場合に、所得課税における収入
 金額ないし売り上げ金額というものと同じように
 考えていくべきではないか。たとえば返品、値引
 き、こういったものがありました場合には、その
 期の売り上げから引くという形で、したがって、
 返品、値引きがありました時期の一般消費税の税
 額の計算上、反映されていくという形をとってい
 きたい。現行の個別の物品税でやっておりますよ
 うに、一つ一つのものをかけて出入りを調べると
 いうことができません。また、そういう仕掛けに
 なつておりませんので、返品、値引きについてそ
 の期の売り上げの修正という形で対処してまいり
 たいというふうにお考えをしております。

○只松小委員 Aという本屋は年間一千万円以
 下、Bという本屋は非常に繁盛しておつて二千
 万、三千万売れているという場合にも当然、課
 税、非課税の問題が出てくるわけですね。私が言
 いましたように、クリーニングの場合は一千万円
 以下の場合にはかからない、一千万円以上の大き
 いクリーニング屋さんにかかる、それはいたし方
 ないという税調会長の答弁でございませぬ。出版
 物の場合でもそういう面が出てきやしないかと思
 います、そういうふうになりますか。

○高橋説明員 いろいろの業態、それから企業の
 規模によりまして、各企業ごとにコストに差があ
 ることは当然だと思ひます。そういう意味で、仕
 入れられた本にそれぞれの段階において一般消費
 税がかつてきて、それを御自分で売り上げにな
 る。納税義務があるかないかによって売り上げの
 定価に差が出てくるということ、これは起こり得
 るかと思ひますけれども、一般消費税だけ取り出
 して考えますと、それでございませぬ、ほかのさ
 まざまなコストにそれぞれ事業ごとに差があるわ
 けでございませぬ、お示しの点が本質的に支障に
 なるというふうには必ずしも思ひないわけでご
 ざいます。

なお、部会の試案の中にも触れられておつて、
 そのやり方がかなり詳細に書いてございませう
 けれども、大体同じく細かい規模で、小規模で納
 税義務が免除される方と、それに連なるくらしい
 の大きな納税義務を持つておられるという企業
 との間の差というものがつきましては、境界線除
 の制度がございませぬ、たとえば仮に一千万円
 の場合には、その隣にそれに連なる一千万円
 の方の税額というものが直ちにフルに働くわけ
 でございませぬ。そういう意味で、競争条件の攪乱
 ということの影響はかなり回避されるという制度
 でございませぬ。

○只松小委員 かなり配慮しておつても、結局一
 千万円以下のところは課税しなくてもいい、一
 千万円以上の本屋さんは課税しなければなら
 ない、こういうことになるのは当然でしょう。

もう一つ出しますが、教科書は大体非課税にな
 るだろうと思ひます。それで小学校の教科書だ
 け、それから大学の教科書は課税というわけに
 いかない。これもなかなか問題が出てくるだろ
 う。さば、大学の先生が書いた大学の教科書は
 非課税になる、あるいは高校の教科書でもいい、
 非課税になるけれども、一般の町で買えばそれは
 課税をされる。あるいは一般の町で買つても、A
 という大学の前の本屋さんで買う、それは大學生
 であるか高校生であるか、あるいはわかれわかれ
 うか、色分けができない。お母さんかお父さんが
 買いに来る、その場合には教科書は非課税にな
 りけれども、教科書と同じ本は課税する、どうい
 うふうによつて色分けしますか、区別しますか。

○高橋説明員 試案の中では、教科書というもの
 を非課税の範囲に含めて考えておりません。した
 がいまして、たとえば学校教育と申しますか、そ
 ういふものでございませぬと学校の収入、どの程
 度までやるか、これは具体的に決めていくこと
 でございませうけれども、学校教育につきまして、
 この教育を行います学校が得ます収入については、
 これは一般消費税を課税しないことが相応である
 というようになっておりますけれども、それ以外

のいまお示しのありましたような教科書というも
 のにつきまして、非課税ということをお考えを
 ないわけでございます。

○只松小委員 細かい問題を論じ始めますと、そ
 ういふふうないろいろな問題が現場においては現
 実問題として生じてまいります。この前も私が一
 例を挙げましたけれども、したがって一番最初言
 いましたように、皆さん方の頭の中では大体こう
 いうことであるだろう、こういうふうにお考え
 になりまして、国民の間ではそう簡単なものでは
 ない。したがって、その準備期間というものは
 多くを要する、こういうことは当然でありまし
 て、日本の場合にはいままでも間接税になじんで
 いない、特にそのことを留意していかなければ
 ならない。ただ一年半前に皆さん方が発想したか
 らこれで国民が熟知しているなんて思へば大変な
 間違いを生ずる、国民の非常な強い抵抗に遭
 う、こういうことを皆さん方はお考えにならな
 ければならない、こういうことを私は警告をいたし
 して、前回から私が問題にいたしております公益
 法人の問題に移りたいと思ひます。

公益法人というのは、資本主義社会の一つの大
 きな矛盾点であります。また、その矛盾を隠蔽
 するといひますか、穴埋めするために考えられま
 す。しかし、これははれつきとした民法三十四
 条によつて認められたものであるわけですね。そ
 れからこの本来の目的は、それなりにいろいろ
 うたい上げてある。ところが、実際上はさうい
 う趣旨と異なりまして、いわばこれが大変な脱税
 の場になつておる、あるいは不正の場になる、あ
 りは偽善の場になる、いろいろな問題がこ
 れで発生をいたしております。私は、一般的に問題と
 ともにその具体的な幾つかの例示をいたしまして、
 お聞きをいたしたいと思ひます。

第一に、この問題に関してどこが指導監督を
 しているか、これは私が約半年近くいろいろこの
 場で取り上げてまいりました。どこもお逃げにな
 っていない。各省庁の総務関係が一応担当をして
 いる。後であれしませうけれども、報告その他全

たため至極。皆さん方はたといばいろいろな、文部省もお見えになっておると思いますが、補助金や何かちよつとやって、マスコミでたたかれておると、福岡函大の補助金でも取り上げる、こういうことをする。しかし、免税をしておるといふことは補助金以上の問題だ。いろいろな問題がある。ところが、そういうものは一切触れられてないで放置されておる。しかも膨大なものである。内閣審議室長、来たかな。

○保岡小委員長 見えております。

○只松小委員 いま申しますように、どこが責任所管庁であるか定かでない、察するところそういうところだろうと思ってお聞きをするわけですが、私の手元に皆さん方各省庁からお出しをいただきました、公益法人のことしの四月一日現在の中央所管庁の数が四千三十五、また地方が九千二百九十、これは一万四千近くになりますから、容易くありませんので、なかなか地方までとれなくて中央のだけとてみました。収入が一兆七千九百三十七億、資産類が、これも私が提示したしておりますインフレートしてない、物価変動改定を伴っておらないきわめてためめなものによりまして一兆七千四百三十一億、これだけ膨大なものがある。これは地方を含みません。お認めになりますか。数字に間違いがないことを是認されますか。

○清水説明員 ただいま御指摘の公益法人に対しまず監督は、現行法では御案内のとおり、各主務官庁ということでございます。その監督の適正を期する見地から従来、内閣官房長官から各省に對ししても通達をいたしまして、監督の適正を期するようにということをお願いした経緯もございます。あるいはそれに基づきまして、各省庁の間での文書課長会議等の機会を通じて、各省における監督の適正化に努めているわけでございます。

ただいまのもう一つの、全体としての把握ができておるかという点につきましては、大変恐縮でございますが、現在のところできておりません。

それでその点につきましては、今後そういう面につきましても何らかの把握をしていかなければいけないんじゃないか、そのことにつきましては、これは内閣審議室で直接やるというわけにはまいりませんけれども、総理府の管理室におきまして、ただいま申しました文書課長会議に基づいて運営されておりますところの公益法人の監督指導に関する各省間の協議会という機構をつくっておりますので、その機構の場を通じて、そのお世話をする総理府の管理室において、何か一元的なそういうデータの把握といえますか、そういうことをすることはどうか、その点について検討するようにお願いしたい、このように考えております。

○只松小委員 数字を認めるかどうかです。

○清水説明員 大変恐縮でございますが、ただいま私のところでは、そのように集計したデータを持っておりませんので、お答えいたしかねる次第でございます。

○只松小委員 前の委員会で私が各省庁から御提出をいただきたいということで提出していただいたものがこの数で、私が作成した作文じゃない、官庁の出してきた書類がこれなんです。これを認めますかと言っている。官庁の出しているものを認めないのですか、あなた。

○清水説明員 それぞれの省庁から先生の方へ御提出いたしましたものにつきましては、それはもう私がどうこう申し上げるものじゃないかと思っておりますが、いま私申しましたのは、その全体を集計した数字としてどうであるかという御質問でございますから、その点につきましては、大変恐縮でございますが、私どもの方として実は全体を集計したデータをまだ持っておりませんので、お答えいたしかねるという点を御了解いただきたいと思っております。(只松小委員、資料を示す)

○只松小委員 それを認めるか認めないかと言っているんだ。

○清水説明員 これは大変恐縮でございますが、先生の方におきまして御集計をいただいたように

思いますけれども、そういうものとして私どもとしてももちろん、それには間違いはないだろうというふうに存するわけでございます。

○只松小委員 一事が万事そういうことなんだ。あなたたちにも示したけれども、二カ月前に、あなたたちにも示したけれども、二カ月前に、アメリカの公益法人というのを日本の新聞に投稿した。アメリカの公益法人のことを日本の人が全部知って、数から何からちゃんと分類して中身まで書いています。物理学者です。ところが、日本の内閣の一番責任にあるポストの人が、日本の公益法人の数も、さようでございますし、程度に、認めも切らなければ答えられぬ。認めるより、これは自分で出さなきゃならないんだ。それを出しても切らなきゃ認めも切らない。何だ、そのさまは。中村積善会は数十億も未登記のままにしておる。ところが、これはわずか二千何百万の総資産しか申告しておらない。それでもこれは全体で一兆七千億あるのです。そういう膨大な公益法人の予算。しかもこれは法律にちゃんと保障されて、そして国民のためや何かのためにこういういいことをする、悪いことばかりしているのが、いっばいあるんだ。、しかしいいことをする、こうやって規定されて、みんな国家が保護をしておる。税金も納めておらない。国家が補助金も出しているんだ。、たぐさん。船舶振興会からいろいろな団体が補助金を出しておる。こういう団体のことなんだよ、これは。山口組や何か博徒の団体ではないんだ、この数は。そういう公益のれっきとした法律に基づいてしているのを認めないのですか。どかが認めるんだ、それなら。

○清水説明員 繰り返すようで恐縮でございますが、私どもといたしましては、ただいままでのところ全体としての集計の作業をいたしておりますので、その点は大変恐縮に存じておるわけでございます。

今後につきましては、先ほどもちよつと申し上げましたように、全体について把握することについて、総理府の管理室の方にもお願いをいたしま

して、各省間の協議会の場を活用いたしまして、そういうことをいたすようにしたいというふうにお考えしておりますが、現在のところ、それに至っておりませんことを申し上げるよりほかはございませんので、決して認めないとかというふうなことでございまして、まことに恐縮でございますが、今後そういうことにつきまして努力をいたしたいということを御了解いただければ幸いです。

○只松小委員 これはこの問題だけではなくて、こういう大きな問題がいま日本の国政の中で見逃されておる、したがって、これはわが党でも予算委員会なりほかの問題でも取り上げていく、こういうことになると思ふけれども、政府としてもこういうものをちゃんと、後で言うけれども、少なくとも監査監督し、その統計をとっていく、出てきた書類がためであるかないかぐらいは多少はチェックしていく、そういうことくらいは多分はあたりまえだ。それがどこもない。情けないことじゃないか。それはきょう一日で終わるわけじゃないから、ひとつ強くそのことを要望して、また別の機会にやっていく。

それから、こういう状態ですが、しかし国税庁は、税務当局は、この中でも収益事業を行った場合には課税をしなければならぬ、こういうことになりまして。一万三千幾らの膨大な数ですから、なかなかこれだけ調査する、把握するということにはむずかしいだろうと思ひますが、現在までにされた課税状況その他がありましたらひとつお知らせをいただきたい。

○磯邊説明員 御承知のように、公益法人につきましては、収益事業を営む場合だけその収益事業から生じた所得について法人税の納税義務を有するわけでありますが、そういったことで公益法人からは、収益事業を開始いたしましたら二カ月以内に、収益事業開始の届け出というのが所轄税務署長に対して出されるわけであります。そういったことを中心に私たちは調査をやらしてもらっておりますわけですが、これを昭和五十一年

事務年度の調査時期で見ますと、調査いたしました法人数が九千五百四十八法人、それによります所得金額五百三十七億二千四百万円、その所得に對する税額は百二十二億九千四百万円ということに相なっております。

これは先生御指摘のように、公益法人の収益事業に對する課税というものが近年各方面で注目を浴びるなりまた議論されるようになりまして、私たちとしてはかなりこれに對して力を入れておるつもりでありますけれども、これを一年前の五十事務年度と比較いたしますと、調査対象といたしました法人数は五十一年とほとんど変わらない九千五百九十九件であります、所得金額で申しますと、五十事務年度では四百三十六億一千八百万円というふうになっておりまして、それに対する税額は百億九千九百九十九万円ということになっておるわけでございます。つまり、五十事務年度と五十一年事務年度を比較いたしますと、調査対象の法人は、これはわれわれの人員等の關係でそれほどやすわけにはまいらないのを残念に思っておりますけれども、所得金額で約百億の増加、それから税額で約二十二億の増加というふうになっておるわけでございます。

○只松小委員 国税庁も私は必ずしも十分であるとは言えない。というのは、後で若干一、二例を挙げて説明いたしますけれども、この公益法人そのものの収支がきわめてでたらめである。総論を先に申しておきますと、後で私が取り上げます日本被爆者の会は、私が最初求めたときには五十一年度の収支決算が同じく一億七千七千四百円あります。私が調査を始めますと、突如として四百七十九万六千円になりました。中身は後で申し上げます。

それから、ずっとこうやって全部もらったわけですが、収支が全く同じ、いま言うように中身がでたらめなものが多い。それから、幾つかこうやって私が厚生省やその他に中身の要求をいたしますと、この書式というものが幼稚園の生徒から大學生ぐらいまで、全くでたらめ、ひとつも一貫し

ておりませんで、届け出書式というものが各省庁、同じ省によりましてでもたらめ至極、こういう届け出がある。したがって、中身はきわめていいまいで、本当は時間があれば一々詰めていきたいところですが、領収証なんかは恐らく添付は何もない、こういう状態。それから、仕事を一つもしておらないで、それで金が余れば基本財産へ回す、こういうことをやって多額の金を回してうまい仕事をしておる、こういうこと。それから、これだけ挙げるのとあれですから挙げませんが、たとえば演劇をやっておるところが厚生省にある。ほかのそういう劇団は苦しんでおるのに、ここは五千万円から黒字を出して繰り越しをしておる、こういうこともあります。あるいは全く無届け、そのままに放置しておる。これは後で法務省に聞きますが、それでもなかなか解散をしない。したがって、持ち回って、これを一千万で買わないか、二千万で買わないかということとでこの法人が売りに出されておる、こういう問題。そういういろいろの問題がここに出てきております。

ましてその中で、いま言われましたけれども、職員給与所得がいろいろは多少払ってあるけれども、職員が初めはないと言つて、私が調べたらあると言つてくる。これは給与所得税が払われてないという証拠だろうと思う。役員の所得に至っては、役員のものは一切監査が何もないわけですから、役員の所得は申告がほとんどなされておらない、こういういわば脱税地帯、こういうものを構成しておるのが日本に一万三千、全部とは申しませんが、この中の三分の一ぐらいはあるんじゃないですかね、私の感觸で言いますと。こういうものが慈善の名のもと公然と放置されている。

そういうものの一つとして私は一つの例を聞きますが、厚生省来ていますかな。——東日本被爆者の会というのがあります。私がこういうのを取り上げるのは、たまたまおもしろいからで、銀座のど真ん中にあるのを二つ取り上げてみたい、日本の銀座のど真ん中にあるのを例示してみました。

この前、週刊新潮でしたか何か取り上げておりましたが、ピンクはないと言われておった。これはピンクもありますというやつです。理事長は、りっぱなお方の紅露みつさん、副理事長は山田順子さん、こういうのです。

私の手元に厚生省がこうやって持つてまいりました厚生省の届け出には、一億七千七千円、収入支出とも全く同じ、資産が四百四十万円、こうなっております。これは後で三カ年分出していただきます。ここにあります。ところが、私が調査を始めますと、今度新たにお持ちになったのは、何と四百七十九万六千円、突然減ったわけでございます。何で減ったかと言つて、六千八百九十九万円自転車振興会から支出がある予定であった。ところがそれが来なかった。しかし、これは五十一年度のものです。自転車振興会というのは、本当は一々詰めていきたいのですが、時間がかりますから検査さんみたいに私は詰めないのですが、私がずっと言つていきますが、自転車振興会というのは、二年も三年もたつてしなれば回収するのですか。これは毎年の事業年度じゃないのですか。こういうふうにとにかく、五十一年度のものが五十三年のことになって回収された。これはこし出ているんですから。このものはこし私のところに持つてきた。ところが、私が調査を始めると、突如として五十一年度分の六千八百九十九万円が回収になった。いわば公式文書の改ざんです。あなたたちは勝手に持つてきているけれども、これは公式文書の改ざんです。これはあなたたちが大蔵委員会に出した、委員長のもとに出した公式文書ですよ。これをあなたたちは勝手に改ざんをして四百何十何万円にして私に持つてきた。そういうことが可能なんです、またこういう実態はどうですか。

○北村説明員 お答え申し上げます。先生御指摘の財団法人東日本被爆者の会は、厚生省所管の公益法人でございますが、冒頭お呼びをいたさなければいけませんのは、先生のところに一番初めにお届けをいたしました「公益法人一覧」の中に数字が出てございます。これは、五十一年度の決算の数字を書くべきところ、法人の方から提出がありました五十一年度の予算の数字を誤認いたしました採用いたしました。大変申しわけございませんでした。

その間の事情を若干御説明申し上げたいと存じますけれども、この法人は、四十七年度に自転車振興会の方から、保護センターをつくるということで補助金の内定を受けまして、法人認可をいたしましたわけでございますが、その後のいろいろな事情でこの事業が延び延びになっておりまして、振興会からの補助金は建物ができ上がりますとちやうだいする仕掛けになっておりますので、ちやうだいいたさないまま遷延いたしておるわけでございます。目下この事業を遂行するというにいたしておりますので、その進捗状況も見ながら指導をいたしてまいりたい、さように考えております。重ねてお呼びを申し上げます。

○只松小委員 簡単にいわびと言つたて、こういった公文書を出しておいてお呼びで済む問題じゃないのです。お呼びじゃなくて取り消すなら正式に取り消すなりちゃんとしなければ、これは公的な場ですよ、裁判所とは違ふけれども。こういうものを勝手に持つてきて、ほかの部屋へ来てちやうちよろ取り消したりなしたりされて、そんな資料をどうして権威ある国会で論議できるんだ。君らも政府だよ、こたつて公式の場だ、国民代表なんだ。それを出しておいて、委員長の了解に基づいて、本委員会の決議に基づいて出して、それが勝手に誤りとは何だ、その態度は。だれが責任をとるんだ。ほかはそのために一生懸命勉強した。それをこへ来てちやうち誤りでございまして、何だそれは。だれが責任をとるんだ。

○北村説明員 まことに申しわけございません。ただいま申し上げましたような経過で数字の誤認をいたしました。まことに申しわけございませんでした。

の仕方ぐらゐ統一しないといふ、全官庁そうだけれども、厚生省なら厚生省だけでも。幼稚園の生徒が書いてきているみたいなのを、これはあなたたち受理しているだけじゃないの。もっと詰めるなら、全部領収証あるの。領収証なんか何もないだらう。そんなでたらめな答弁というのは——そう言つてはなんだけれども、きょうは論議は時間の関係もあるからとことんまでしないけれども、いままでの悪いのを悪いと率直に認めて、今後監督や何か指導いたします、そういうことだからぼくは詰めていないのですよ。じゃ、ずっと中身を論議しましょうか。悪いものは悪いと認めて——会にうたつてある趣旨や何かはりつぱです。しかし中身は、収支なり何なりでたらめだから改めなさいといふのがよく取り上げられている趣旨なんだよ。認めるの。認めないなら論議していいよ、多少時間はかかるけれども。

○幸田説明員 厚生省で所管をいたしております法人全体で、昭和五十二年四月でございますけれども、三百六十三法人ございます。そのうち、財団法人が二百二十九、社団法人が百三十四でございますが、御指摘のとおり、その中には必ずしも指導監督の効果が十分にあらわれていないものがございます。私も十分注意をして指導監督に努めてまいりたいと思ひます。

○只松小委員 次に、文部省来ているかな。——これも銀座のど真ん中にある中村積善会というのがあります。これも厚生省と同じで、私のところに当初お持ちになったものといろいろ違つてきております。これは先に、どういふことをやっていると聞きますか。

○大崎説明員 お答え申し上げます。財団法人の中村積善会は、昭和二十二年に設立をされておりました。奨学金の給付と事業というものを主たる事業として行つたことと設立を認められたものでございます。現在は主として建物等を賃貸いたしました収益で奨学事業を行うという形をとつておる法人でございます。

○只松小委員 この会がある主な大きな建物は、メルサビルというのがあるのですが、税務署の査定価格でも二十億ぐらいあるだらう、こゝ言われておりますね。したがつて時価数十億。これは登記されておりますか、おりませんか。どういふ名義になっておりますか。

○大崎説明員 現時点でまだ未登記になっております。

○只松小委員 建つて一年たつのに登記もされておられません、われわれは小さい家を持つていたつて、これは火事があつてはならないとすぐ火災保険を掛けたり登記したり何したり一生懸命しますが、おおよそ庶民の感覚とは違ひますが、なぜ登記されておらない、どういふことだと思ひますか。

○大崎説明員 その点所管課において調査をいたしたわけでございますが、当事者の申し分としましては、同ビルが財団法人の中村積善会と地主でございまして中村静雄さんという方との共有といふことのようにございまして、共有の持ち分関係その他につきましても未確定だといふようなことで、現在調整申なのでおくれといふ返事を得ておる次第でございます。

○只松小委員 中村積善会の総資産額は二千八百八万円です、これが数十億の財産。まあ共有にして半分といふ金がどこからどういふふうに出てきたか、もうすべて奇々怪々です。

いいですか、これも言つておきますが、あなた方文部省が最初に持つてきたあれによりますと、五十一年度総収入が一千万五千七百四十四円、支出が二千九百九十七万円、資産が二千八百八十七万円になってゐる。それを今度三カ年分持つてきなさいといふことでは、五十一年度は収入も支出も二千九百九十七万円、こゝういふことになり

ます。これもあなたの方はいや、誤りであるといふ。これもあなたの方をおっしゃるかも知れませんが、せうけれども、私のところにちゃんと第一回こゝやつてお持ちになったものとは違ふのです。いいですか、少なくとも各官庁の、私が一番最初申しましたように、これだけの補助金をやつてい

以上の免税措置を講じておる、いろいろな便益を与えておる、こゝういふものにあなたたちは何もしてないで、こゝうやつて私の方にちよこちよこ来て、二回も三回も変えたり何かして持つてくる。それから、その中身においても、去年は百五十六人の大学生に奨学資金をやつた、四千六百六十三万円した、こゝういふふうになっております。皆さん方はどこかで確認したかどうか知らないが、少なくとも私が各大学等に確認をいたしましたところ、あると返事があつたのは一カ所。まして、その公募方法に至つては、これはほかのことにも通用することですが、特に文部省の場合は、こゝう奨学資金を出すならば、少なくとも文部省なりあるいは各大学にお知らせをして、生活に困つて

いる人などはいないか、こゝういふことで、公平にするのが公益の趣旨だろうと私は思ふ。ところが、これはこゝういふことが全然なされておりました。ほかのところもなされてないけれども、これは特にひどい。全く恣意的だ。

さらにもつと細かく言えば、損保や何か、こゝういう大きな会社でやつておる奨学資金の回収率は九九%。この場合は、ほとんど回収がなされておらない会計になっております。百万円か二百万円しか回収がなされておらない。後で調べてないので、回収して使ひ込んでおるうが何をしようがそんなことは一切関係がない。これで回収されておらないと言へばそれで済んでしまふのです。事実この中には回収が出てきておらない。これは全くでたらめです。登記から始まつて収支決算から何から全くでたらめ。そういうことを認めますか、いや、そうじゃない、まことにりつぱな、この会の趣旨どおりでございまして、間違ひございせん、こゝういふふうには言ひますか、どうですか。

○大崎説明員 収支決算の数字の食い違ひにつきましては、ただいま初めて御指摘をいただきまして、はなはだ恐縮でございますが、直接主管の学生課長が参つておりますので、後ほど御説明を申し上げます。

なお、奨学金の交付につきまして、適切な募集の方法等がとられてないではないかといふ御指摘につきましては、調査いたしましたところ、やはり御指摘のように、一般に周知させて所定の選考手続で行つたという点に欠けておるところがあるといふふうには私も承知をいたしまして、今後その改善方を十分指導したいと思つておるところでございます。

○只松小委員 私は、事務構成や何か全部にわたつて調べたが、職員はゼロです。百五十六人に奨学金を送付して職員はゼロでどうしてできますか。これは全部うそなんです。どこかの不動産会社や貿易会社やつてゐるのですから、その代理をやつてゐるというのなら、それではこゝで専従をやつてゐれば職員に書かなければならない。職員ゼロで百五十六人の奨学金を毎年、それだけじゃなくて、何百人か出しているなら回収もしているわけでしょう。固有の事務がちゃんとあるのです。全部でたらめです。あなたたちは一つ一つ言ひわけしてゐるけれども、悪いものは悪いものでちゃんと指導しない。

○石井説明員 ただいま御指摘いただきました事柄のうち、一、二のことにつきまして御説明させていただきます。——

一点は、先生のお手元の方に御提出いたしました五十一年度の収支予算の数字でございます。この積善会の収入が千五百七十七万四千円となつておりまして、支出が二千九百九十七万四千円になつてい

るということと御提出しているわけでございます。それから昨日先生の方から、もう少し詳しい資料を出すよといふお話がございまして、作成してお手元に持つていったわけでございますが、その際には、収入が二千九百九十七万といふことになつておりました。当初に提出いたしましたものと若干食い違ひがあるわけでございますが、これは必ずしも間違ひといふわけではございませんので、内容を御説明させていただきます。

当初御提出したものの千五百七十七万四千円の内訳は、収益部門からの繰り入れ、それから返還奨

学金、配当収入等の合計でございます。それをも
とにして奨学金を出しているわけでございます。
ただ、この年度二千九百九十七万円出すにあたり
まして不足があるわけでございますが、この不足
の千四百七十九万六千円は積立金の中から取り崩
して充当したところでございます。

それからもう一点、奨学生の募集等についてで
ございますが、この法人は従来……

○只松小委員 でたらめを言うなよ。君らが持っ
てきているのは、総資産は二千百十八万円とな
っている。そうしておいて、取り崩しが君が言う
とおりならば千四百七十九万円。そうすると財産
はなくなってしまうよ。君らが最初に持ってきた
のなにも別な論点があるのだけれども、これ
だけ一つ言たって……

総資産というのは、預金から何から全部含むの
だよ。ほくは土地建物のことから何から全部言っ
ているだろう。一々ここで君らはそういうどろぼ
うをかばい立てるようなことを言うなよ、自分
たちの指導監督が悪いのに。とにかく監督不行き
届きで不十分だったから不十分だから、今後こ
ういうふうにいたしますということならばいいけ
れども、君がそういうことを言っていれば、きょ
うは時間がないからある程度でやめておくけれ
ども、この次の本委員会へまた来てもらうなり何
なりしてちゃんとやるよ。いいかい、君がそうい
うその、偽善にまた上塗りするような偽善の君の
方のことだけを言うなら、この次に領収証から何
から全部ほくのところへ持つてくるか。できる
か。そういうことならやるよ。そういうことでな
くて、悪かったなら悪かったときようこでちゃ
んとして、今後の指導を改めることを言いなさ
い。そのことのためにほくは取り上げているのだ
よ。一々判決を下したり何かするために取り上げ
ているのじゃないのだよ、ほくは。

○石井説明員 決して弁解しているつもりでもご
ざいませけれども、内容等につきましてそうい
うことでありますということを御説明させていた
だいたわけでございます。

なお、総資産が二千百万円ということにつきま
しては、この法人が五十二年三月三十一日現在の
財産目録によりまして私どもへ報告しているところ
によりまして、預金とか建設仮勘定の資産が十
五億八千二百萬ありあるわけでございます。それ
に對しまして、入居保証金等の負債が十億六千
萬ありあるということで、その差し引きの純資産
が二千百十八万七千円あるという報告を受けてい
るわけでございます。それで、そういう純資産
が……

○只松小委員 でたらめを言うな。おれのと
ころには膨大な登記簿本から全部あるんだって。
ここでは時間がないから、後でほくの部屋へ来て
みる、教えてやるから。時間がなにかからいつま
んで言っているけれども、後でおれの部屋へ来て
みる、全部教えてやる。全部これの資料あるんだ
よ。いいかげんにでたらめを言うのやめろ。

○石井説明員 そういうことでありまして、私ど
も、指導等が十分至っていないことにつきまして
はこれから注意いたしまして、こういう面の会計
資料等につきましても十分指導してまいりたいと
考えているわけでございます。

○只松小委員 時間がなくなりましてからこの問
題はこれでやめますが、結論的にどこでどう監督
するか。一つは、室長が言ったように現在各省庁
にある。したがって各省庁は、この監督、監督、
指導、その報告、その他の日常の調査、こうい
うのは私は十分やるようにしてもらいたいと思
う。それから審議室においても、少なくともある
程度の統計なり何なりそういうものはちゃんと
つてもらう。

それから、フランスでは一部公益法人に課税を
いたしております。私は、いきなり課税しろとは
申しせんけれども、私はこういうでたらめな事
例を出しましたけれども、少なくとも監査くらい
した方がいいのではないか。したがって今後、大
蔵省において公認会計士さん等の監査を行う。労
働組合でさえも自分で出した賃金等のものを監査さ
れております。学校や何かその他補助を行うとこ

ろは全部監査対象になっております。こういうも
のは、もともと相続税のときから、いま申します
いろいろな収益を行っても非課税になっておる。
そういうのは監査対象になっておらないというこ
とだとすれば、当然に監査をすべきだと思ふ。し
たがって監査を行う意思があるか。

まゝとて聞きます。法務省の方に。先ほどちょ
つと言いましたように、もう仕事が終わって何も
しておられない、こういうのはたくさんあるけれ
ども、これを廃止しようとする、法務省の方でな
かなかむずかしい、こういうふうにおっしゃると
いうことのようにございますが、もう少し簡単に
廃止する方法をお考えになつたらどうだろうか。
公益法人の抜本改正というのは容易でないだろう
と思ひますけれども、しかし一、二例挙げま
したように、公益法人そのものも検討する段階に
来ているのではないか。数も非常に膨大になつて
おります。中身もいま一、二申しましたようにそ
ういうふうになつておりますから、再検討すべき
段階。各省庁のひとつお考えを聞きたいと思ひ
ます。

○青山説明員 ただいまお話しした全事業活動を
行っていないいわゆる休眠法人を整理する必要が
あるのではないかとこの点でございまして、この
点は、御指摘のように問題でございまして、現在
そのための立法措置につきまして法制審議会で検
討中でございます。

全く事業活動を行っていないのに登記だけが残
っているというところは、登記が実体をあらわして
いないということでございます。それ自体好ま
しいことではございませんし、そのような登記が
残っておりますとこれを運用するというようなこ
とも出てくるわけでございまして、そういうよう
な法人を整理する道を開くべきであるということ
はごもっともだと思ふのでございまして。ただその
場合に、どのような要件あるいはどのような手続
でそういう整理を行うかということとはむずかしい
問題でございまして、また、単に整理の道をつく
というだけでは根本的な解決にはならないと思

うわけでございます。そのような休眠法人が発生
し、それを利用して好ましくないことが行われる
ことを防止するということを考えますと、公益法
人の監督のあり方とか、あるいは公益も営利も目
的としないうる中間法人制度を設けるかどう
かといったいろいろな問題点もあわせて検討する
必要がございます。この問題は、法人制度の根幹
にも触れる問題でございまして、慎重な検討が必要
でございますので、まだ若干の検討期間が必要
かと思ひますけれども、私どももいたしまして
は、法制審議会で結論が出ますれば、速やかにそ
の結論に従つて必要な措置を講じていきたいとい
うふうに考えております。

○清水説明員 もう一点の御指摘事項の監査のあ
り方の問題につきましては、これはいろいろ検討
すべき側面があるように思ひます。各省に共通
の問題でございまして、便宜私の立場からお答え
させていただきますが、そうした検討を一度いた
していききたい、かように考えております。

○只松小委員 また別な機会にも取り上げますけ
れども、時間がなくなりましてのできようはこれ
で終わりますが、ぜひ一層の御尽力をいただき
たいと思ひます。

次いで、近ごろまたソウル地下鉄のリベート問
題が問題になってまいりました。この問題につ
いて最後に若干質疑を行いたいと思ひます。

まず國稅庁にお尋ねをいたしますが、こういう
事実があったかどうかという確認と、巷間三百二
十五万ドルだ、二百五十万ドルだと言われており
ますが、いずれが正しいか、お答えいただけます
か。

○磯邊説明員 ソウル地下鉄問題に関連いたしま
して、日本のいわゆる四大商社からリベートらし
きものが渡されて、それから同時に、特別の手数
料としていわゆるチャイル・エンタープライズ
に對して手数料が支払われるということが明らか
になつたわけでありまして、この中で、いわゆる三
百二十五万ドルという数字は、御承知のように四
社から、アメリカにあるS・K・キムなる者の口

座に振り込んだ金額というものが二百五十万ドルでありまして、そのほか四社から、チャニール・エンタープライズに対して手数料として支払われた金額が七十二万五千ドルでございます。したがって、合計いたしますと三百二十二万五千ドルということに相なっておりますわけでありまして、御承知のように、過日のフレイザー委員会のレポートによりまして、このうちの日本の方に送金された金額は合計百三十万ドルであると言われているわけでありまして、したがって、この百三十万ドル、それから三百二十二万五千ドルの数字は、そういうところの両方の数字であらうかと思ひます。

フレイザー委員会におきまして、そのうちのいま申しました百三十万ドルがわが国の方に送金された。そのコースといたしましては、韓国外換銀行のニューヨーク支店からチェニス・マンハッタン銀行の東京支店にある韓国外換銀行東京支店口座に送金され、それから当該口座からその翌日並びに翌々日にかけて東京にある三つの銀行、つまりファースト・ナショナル・シティ・バンク、それからバンク・オブ・アメリカ、三井銀行、この三行にそれが送金されたというのが内容であります。そういったフレイザー委員会のレポートを踏まえまして、現在私達はそれの実態の調査に当たつておるところでございます。

○只松小委員 これも前から私、論議しておりますが、だれに送られたかという場合、当然脱税事項につながつてまいるわけでございますが、個人の場合ならば秘匿することがございますが、法人の場合ですと告知義務が生じてまいります。したがって、法人が個人かによつて大きくこの問題が違つてきますが、いまの段階で言えなければあれですが、実名はともかくとして、法人が個人であるかということがわかりましたらお答えをいたしたい。

○磯邊説明員 現在まだ調査中でございますので、そこまでの究明はできておりませんが、これ

を受け取つて、受け取つたのが個人、それがしかも国内におけるいわゆる無制限納税義務者である場合には、いわゆる課税の除斥期間が満了するのが来年の三月十五日でございますから、それまでには当然課税処理ということが行われるかと思ひます。

それから、これが入りまじつたのが法人で、しかも国内の、わが国の法人税法の納税義務のある法人でありました場合には、これは収入金として課税するというところに相なるかと思ひます。

○只松小委員 仮にこれが送金した四社にまた還元をされたということになると、一遍国税庁は課税しておりますから、課税が起るかどうかというところになると、一つ問題が生じるだらう。しかしそうじゃなくと、ほかの会社これがしておつたということになると、当然問題になります。それから、その間に何日かありますから、いずれにしても利子もついております。利子がついておれば、そこに利子に対しての問題も出てきます。そういうように、だれに還元されたかということによつて次に発生してくる問題がいろいろ形態を異にすると思ひます。だからそういう意味で、個人名ならば当然あなた方は秘匿されるだらうと思ひますが、法人が個人かだけ——全部調べると言へば大変でしょうが、大体返つてきた日には、四十八年の一月二十九日百万ドル、五月何日に三十万ドルですか、何かのうの読売ですか新聞を見まして、この結果、四十八年二月一日「云々で突きとめた、こういう記事。新聞記事ですから全部正しいとは私と思ひませんが、しかし三大新聞、書いからには相当のものがあるだらう。したがって、法人が個人かだけくらくらこの席で明らかにできればいいのだと思ひます。

○磯邊説明員 昨日の読売新聞に報道されました記事の内容、私はこの内容についてあえて否定はいたしませんけれども、私たち残念なことには、その最終的な行き先がどこか、それが法人か個人かということも含めましてまだわれわれとして

は把握できておりません。現在せつかくいま調査中であるということでございます。

○只松小委員 大体いつごろまでには把握できますか。

○磯邊説明員 いつごろまでとはつきりしたものをわれわれは確約はできませんけれども、最終リミットは来年の三月十五日だろうと考えておりますが、いま東京国税局におきまして鋭意関係方面の調査をいたしておりますので、できるだけ早くこの実態を明らかにしたいと考えております。

○只松小委員 昭和四十八年当時ドル預金はでさなかつたと言われております。とするならば、すぐ百万ドルを円にということになりますけれども、そこら辺からつかんでも私はわかると思ひますが、どういふ預金であつたか、どういふふうにかえられていたか、その経過がすでに調査されておるならばひとつお知らせをいたしたい。

○宮崎説明員 まず第一に、四十八年当時外貨の預金を持てなかつたかどうかという点でございますが、この点は実は四十七年の五月に集中制度を廃止いたしましたので、一般の居住者も外貨を保有することができるようになつた。したがって、適法に保有している外貨なら居住者は外貨預金にそれを預入することができ、そういう取り扱いになつております。

本件については、まだ私も、送金に従事しました銀行から事情を聴取、調査しておりますけれども、いまのところ、この送られた外貨が外貨預金勘定に入つてゐるのかどうかということはつきりしておりません。そういう状況でございます。

○只松小委員 時間がなくなつてまいりましたので、これは恐らくリポートを含む犯罪事実が介在というか内在といひますか、しているんだらうというふうな言われております。そういう違法行為に基づく偽替操作が行われたとするならば、外国為替管理法に当然私は触れてくるだらうと思ひます。特に二十七条なり三十条なりに関係してくると私は思ひますが、法務省の方はそういう面

からいかにお考えですか、あるいはまた調査をなされておるか、お聞きをしたい。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。

法務省といたしましては、本件の具体的な事実関係を詳細承知しておりませんので、明確にお答えすることは遺憾ながらできませんので、明瞭にお答えしますが、仮定論、一般論として申し上げますならば、本件につきましては、事実関係のいかんによりますれば、いま先生御指摘のとおり、いわゆる外為法違反あるいはまた所得税脱税の関係、その他この金の取得いかんによりましては、受託収賄罪あるいは背任罪等の刑法犯等の成否もまた論ぜられる段階になるのではなからうかというふうにか考へておりますが、いずれにいたしましても、この関係につきましては檢察当局におきましても、それ相應の関心を抱いて所要の調査を行う段階に至つておるのではないかとこのうに考へております。

○只松小委員 これはアメリカの国会において正式に取り上げられ、報告されたいわば閣下ことのできない国際的な問題でございます。ぜひひとつ政府、各当事者、当局におきまして、その前提を踏まえて速やかに本問題を解決していただきたい。特に税法上は、所得の発するところ常に課税があるわけでございますから、三月十五日を過ぎたからできないというふうなことではなくて、必ずひとつその前に捕提をするということでも御尽力をいただくよう御答弁をいたして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○磯邊説明員 ただいま只松先生おっしゃいましたように、やはり私たちとしては、こういう膨大な資金が国内に還流されたということになりますと、当然その課税関係が法人、個人等を通じましてどうなるかということは、重大な関心を持つておるわけでございます。そういう意味で、ただいま東京国税局が中心になりましたこの資金の流れというのに対して調査をやつておるわけでございますけれども、税務の立場をいたしましては、この問題をはつきり決着をつけたい、かよ

うに考えております。

○保岡小委員長 大島弘君。

○大島小委員 時間もありませんので、ソウル地下鉄、国鉄電化プロジェクトに関する三菱商事の件につきまして、税務上の立場から若干御質問申し上げたいと思うのでございますけれども、まずその前に小委員長にぜひともお願いしたいのは、来る小委員会もしくは大蔵委員会におきまして、ぜひとも参考人として三菱商事を呼んでいただきたいと思います。実は本日、理事を通じまして三菱商事の出頭を要請したのでございまして、数日前に三菱商事は、こうなれば逃げも隠れもせぬ、いつでも出ると言いがたきようは拒否した、非常に私は残念なことだと思っております。本件につきましては、先ほど大村大蔵委員長にもお願いしたのでございますが、次の委員会におきましてあるいは小委員会におきましてぜひとも関係者を参考人として呼んでいただきたい、こういうふう存じております。

○保岡小委員長 ただいまの大島弘君の参考人出頭要求であります。これは早速大蔵委員長にお伝えしまして、後刻理事会等で御協議を願うように取り計らいたいと思っております。

○大島小委員 国税庁長官にお伺いしたいのですが、あなた以下税の執行に当たる者は一応、法律上守秘義務があるわけですが、本件のように、予算委員会なりあるいはマスコミなりに報道された三菱商事ほかの調査につきまして具体的に答弁をいただくのは、守秘義務にひかかりますか。

○磯邊説明員 私たちは法人税法並びに所得税法等の規定によりまして、税務職員が職務上知り得た秘密というものはこれを漏らしてはならないという規定がございますので、その内容によるわけでありまして、当然企業そのものが秘密にしておきたいという事項であつて、しかもそれは税務調査以外ではわからないといったような事項につきましては、公にすることを許したいたくないと考えておられるわけでありまして、同時にまた、すでに公になつておることであり、

それからまた、必ずしも税務職員が税務の調査の執行に当たったとき以外ではわからないといったような問題でなければお答えするにはやぶさかでございます。いんやこの国会におきまして御答弁に際しましては、できるだけ私たちの税務職員の立場として守秘義務に抵触しない限りにおきまして御答弁を申し上げたいと考えておるわけでありまして、

ただ、それと同時にここでお願いしておきたいと思ふのは、私たちの税務調査というのは御承知のように、任意調査であります。ということは、相手方の調査を受ける納税者の方も、やはり税務職員に対していろいろと帳簿を出し、あるいは真相を話しても、実情を話しても、それが公にならないという前提のもとでわれわれの調査に御協力をいただくわけでございますので、おのずからわれわれが公にする場合にも、やはりそういった今後の税務調査を円滑に遂行し、それから現在の自主申告納税というものを守っていく、それによつて円滑に歳入の確保を図るためには、やはりそこには守秘義務というものをわれわれは大切にしなければならぬと考えておるわけでございます。その点、その点どうぞよろしく御了承いただきたいと思ふわけでございます。

○大島小委員 そういふことで、秘密に關してはいけないうことと規定しておるわけですか。なるべく具体的に御答弁願いたいと思ひます。

去る十月六日の予算委員会にて国税庁長官は、チャイル・エンタープライズに対して二億二千万円、商社連合が送つていふことと答弁されていまして、さらにソウル地下鉄への関与の程度がそれぞれ違ふ、こういうふうな答弁されているわけですが、このチャイル・エンタープライズというのは三菱商事の代理店ですか。

○磯邊説明員 私どもの承知しておる範囲では、チャイル社というのは、三菱商事の代理店として三菱商事がそれを起用し、それから代理店手数料を払つたというふうな承知しております。

○大島小委員 そうしますと、この二億二千万のうち大部分が三菱商事が出したと見てよろしうございませうか。

○磯邊説明員 そのうちの約七割を三菱商事が負担しております。

○大島小委員 あとの三割はどこですか。

○磯邊説明員 丸紅が約一割強、それから三井物産が一割弱、それから日商岩井が一割強というふうな形でございます。

○大島小委員 いまのが二億二千万の問題です。続きまして、二百五十万ドル、四十六年四月から八月についての百二十万ドル、四十八年一月についての百五十万ドル、四十八年五月についての三十万ドル、合計二百五十万ドルの課税処理につきましてお伺いしたいのです。

長官は、この前予算委員会でございますが、二百五十万ドルについては、過少申告として税金を徴収し、これで一応終了した、こういうふうにお答えになつておられるわけですが、だから合計二億六千万ほどの増益が出たというお答えだったと思ひます。

増益が出るという事は、リベート等を損金に算入して、それが否認された場合には確かに増益の所得が出ます。それからもう一点増益所得が出るのは、本来自分が払うべきリベートを全然記帳も何もせずにやつたというふうなことで、全然記帳も何もしない、片方は、損金に記帳してそれが否認されて増益が出る、この二つしかないと思ふのですが、三菱商事の場合どちらになりますか。

○磯邊説明員 これは国会の御答弁で申し上げたわけでございますけれども、四社については、二百五十万ドルの費用の支出につきましてはそれぞれ別の支出のやり方が違つております。ある社におきましては、これをすでに支出済みであるし、それからある社におきましては、それを支出しないでおつたというふうなやり方がございまして、私たちがいたしましては、こういったことを含めてすべて、結論として四社とも同じような形でこの二百五十万ドルについての税金を負担してしか

るべきであるということで処理させていただいたわけでありまして、

したが、これを支出したことについての損金性を否認いたしましたので、そして税金を納めてある。それから支出してはなかつたところにつきましては、支出すべきであるということでまずそれを認めさせまして、それから、当然それは支出してありませんから未払金という形になるわけでありまして、たゞ、それでありまして、ただいま申しましたように、その限りにおいては税がふえませんが、その未払金というものを最終的には支払わなければならないところを会社に入金させるといふことで、結論としては全部、二百五十万ドルについて日本の本社の方で税金をかぶるという形で処理させていただいたわけでありまして、

○大島小委員 お伺いしているのは、三菱商事は記帳しておりますか。

○磯邊説明員 それは、個々の会社でございますので、特に私から明確に御答弁するのは御遠慮させていただきます。思ひますけれども、多分大島先生がいま御想像されておられると思ひます。

○大島小委員 それならばM I C、アメリカ三菱を通じて、本来三菱本社が支払うべきものをアメリカ三菱に支払わせたというふうなことであるならば、そこに当然受贈益というものが発生して、それに対してやはり課税しなければいけない、こういうことになるわけですが、その点いかがですか。

○磯邊説明員 お説のとおりでございます。

○大島小委員 三菱商事の場合には、その受贈益というものを課税しましたですか。

○磯邊説明員 それは、受贈益というよりは雑益という形で上げることになっております。

○大島小委員 本来自社が払うべきものを全然帳簿に計上せず、M I C、アメリカ三菱を通じて払わせたというふうなことは、果たして過少申告加

算税だけで済むものであるか、あるいは青色申告の取り消しはそのままだというのかということの問題でございますが、これは明らかに三菱の利益隠しだというふうに考へておるのですが、過少申告加算税でいいのですか。

○磯邊説明員 過少申告加算税が加重加算税かという問題でございますけれども、実はわれわれとしては、過少申告加算税というところで処理しておるわけでございます。

といいますのは、この受贈益一般に対する課税というのはいままで、ある会社、A会社がB会社に対して資金の貸し付けをした、しかしそれに対して、その貸し付けは明らかに免除してやったといったような場合、その債権債務がきわめて明らかであるような場合には受贈益課税ということはやっておるわけでございますけれども、一般的にある会社、A会社のためにB会社がいろいろな経費の支弁をしてやったといったような場合には、理論的にはまさにそのA会社に対しては受贈益が発生するわけでありますけれども、ただ、いままで受贈益については、実務問題として課税されておるケースはほとんどないというのが実態であります。

といいますのは、一つにはまず、B会社はA会社に対してしまして、そこに受贈益を発生させますけれども、同時に、B会社がA会社のために立てかえて支払ったものがまた経費としてA会社にはね返るわけでありますから、したがって受贈益とそれから経費と認めるといものがツープイになりまして差し引きゼロになるというふうなこともございます。それから同時にまた、そもそもB会社が立てかえて支払ったものがA会社の損金になるかどうかという問題も明らかでありませんし、それから同時に、A会社とB会社との間に、明らかに受贈益が発生するような経済取引であったかどうかというふうなことも必ずしも明らかでない。そういうふうなことから、いままで受贈益というもののに対する課税の実例というものはほとんどないわけでありまして。

そういったことで、このたびの事案であえてそういった論法によって課税することになったわけでありまして、それだけにわれわれとしては、あえて加重加算税まで取る必要はなからう、過少申告加算税で済ましていいのではないかと、われわれの結論でございます。

○大島小委員 過少申告加算税が加重加算税かということにつきまして議論すると長くなりますので、私は、過少申告で済む問題じゃないという考えであります。

それからもう一つは、青色の取り消しですが、昨年の十一月十七日の小委員会、三菱商事がやはりM.I.C.を通じてパイコル社という名義で六十億の株の売買を利益隠ししたということがありました。三菱がこれに対して、計画的な犯行ではない、国税局から押しつけられたという答弁をしておりまして。しかし、三菱商事自体がみずから加重加算税を自主申告して払っておるのに、計画的なものではないということはおかしいと思ふのです。今回の事件でも、先ほど言いましたように、リベートというのを本来自社が払うべきものを全然記憶もしない、アメリカM.I.C.を通じてやれば何もかも利益隠しされるのだという、この三菱商事というのは御存じのとおり日本一の商社、世界的な商社、それがアメリカM.I.C.を通じてやれば何も書かなくてもいい、そんなことはわかりはしない、帳簿に記載しなくてもいい、こういう考えを持っておることは、私はすこぶるおかしいと思ふのです。

昨年問題でなぜ青色申告を取り消さないか、こういうふうに私が質問したときに国税庁長官は、大三菱の全体の大きさから見れば、仮に六十億、五十億というのは小さな金額で、全体から見れば一応まあまあ何とかよろしいというふうな御答弁だったと思うのですが、私はこれは逆だと思ふのです。つまり、そういう組織立った世界的な会社が百万円の脱税をする方がむしろ罪が重いというふうに私は考へておるわけでございます。本件につきまして、青色申告の取り消しをされるつも

りはありませんか。

○磯邊説明員 確かに昨年この小委員会、その問題に関連いたしました大島先生からそういった御指摘があつて、私も御答弁した記憶がございます。そのときに実は、青色申告の取り消しに関する法人税法の条文というのが百二十七条にございまして、そのうちの第一項第三号につきまして、私たちの従来の解釈は必ずしも適切でなかったというところで、今後その解釈を改めるということをここで御答弁申し上げた記憶がございます。

このたびの青色申告取り消しの問題、もしつたり百二十七条に該当するとなれば、第一項の第一号もしくは第三号ではなからうかと私は考へたわけでございますが、ただ御承知のように、青色申告承認の取り消しの問題は、やはりそういった一部の記載等が真実でない、あるいは備えつけが十分でなかった、あるいは整然と記載されてなかったということがあつたことをもってそれが直ちに、青色全体としての青色申告取り消しというふうな処分まで必要かどうか、やはり総合的な判断によるものであると私は考へておるわけでありますけれども、個々に見ました場合には、このたびの四社がやりました行為、それによつて少なくとも修正申告を提出しなければならなくなつたというところ、それはまさに一〇〇％正確な記載でなかったというところは明らかでありますけれども、ただ、そのことをもつてその会社全体の青色申告取り消しまでやらなければいかぬ問題かどうかというところになりますと、やはり私たちは、その会社全体の総合的な帳簿の状態等から判断いたしまして、あえて青色申告の取り消しをしなかつたというのでございます。

○大島小委員 そうすると、昨年の株の問題は、全然記憶しなかつたから加重加算税を取つた、今回の場合も事案は同じだと私は思ふのです。本来三菱商事の受贈益なり何なりかけて、それから、そういう経理をすべきであるのにかかわらずそれをしなかつたということは昨年の株の売買の場合と同じで、なぜ加重加算税を取り、なぜ青色の取り消

しをしないかということです。

○磯邊説明員 昨年度の株式の売買の問題につきましては、これは私も御答弁いたしましたと思ひますけれども、あの株式の売買にかかわる利益を東京本社が三菱商事の所得であるというふうなわれわれが認定するに至りましたまでには、三菱商事としては三菱商事としてのいろいろな理由があり、商事としての主張を述べたわけでありまして、最終的には、国税当局との議論を重ねまして、国税当局の認定に従うということになつたわけでありまして、そのやつた方法というのが、われわれとしては、これは加重加算税を徴収すべき事案であるというふうに認定してそのように処理したわけであり

ます。ただ、今回の場合につきましては、先ほど申しましたように、受贈益に関する課税というものがほとんどいままで行われていないというふうなことから、あえてそこまでは踏み切る必要はないであらうということで、過少申告加算税にしたというのがわれわれの判断でございます。

○大島小委員 二百五十万ドルのうち百二十万ドルが、四十六年の四月から八月にかけて流出しております。ソウル地下鉄、国鉄電化プロジェクトに関するO.E.C.F.、海外経済協力基金の政府間協定は総額二百七十二億四千万円、金利が四・一二五％、償還期限が二十年、うち据え置きが五年、それで政府公債締結年月日が一九七一年十二月三十日、つまり昭和四十六年十二月三十日となつておりまして、海外経済協力基金貸付締結年月日が一九七二年四月十日、昭和四十七年四月十日となつております。その二百五十万ドルのうち百二十万ドルがそれ以前に、四十六年の四月から八月にかけて流出しているということについて、税務調査上の立場からどういふふうな性格のものであるかということをお尋ね願ひいたします。

○磯邊説明員 私たちは、単に収支計算だけ見るだけでございまして、その動機とか目的というものは入る立場にございませんで、その辺に

つきましては何とも申し上げかねるわけでありま

す。
○大島小委員 この問題は確かにそうだと思います。しかし次回、参考人として三菱商事外三社がこ

こへ参りましたときは、私はこの問題はあくまでも聞ききたいというふうに思っておるわけでござい

ます。政府間の協定の前にリポートを出したとい

うことは、常識から見れば、何らかそこにあった

ということは明白なこととてございまして、この

点は今度三菱商事外参考人として出頭した場合に

お伺いしたいと思ひます。
それから、ことし十月二十五日、フレーザー・

レポートというものが発表されて、その二百

五十万ドルのうち、百万ドルと三十万ドル二つに

分けて日本へ還元した、還流してきたということ

がございまして、これにつきまして、三菱商事の

藤野会長は某新聞社のインタビューで、全く意外

だ、三菱商事としては払い込んだ後の使途は全然

知らないというふうな答弁をしておりますけれど

も、御案内のとおり、四十八年一月二十九日にニ

ューヨークのS・K・キム口座に払い込まれて、

二日後の一月三十一日にチェース・マンハッタン

東京支店にそれが還元して、さらに二日後の二月

一日から二日にかけてそれが三井銀行、それから

ファースト・ナショナル・シティ・東京支店、パ

ンク・オブ・アメリカ東京支店というふうの流れ

ておることは御承知のとおりでございますけれど

も、国税庁が現在これを調査しておるわけござ

いますけれども、もし個人であるならば三月十五

日が限度いっぱいということでございますけれども、

どうか、そういうことじゃなくて、課税するかしな

いかは別問題として、この調査が終わるのとは大

いづれにございまして、課税するのとは大

いづれにございまして、課税するのとは大

いづれにございまして、課税するのとは大

いづれにございまして、課税するのとは大

いづれにございまして、課税するのとは大

いづれにございまして、課税するのとは大

いづれにございまして、課税するのとは大

この問題については、もうすでにいろいろな場
で取り上げられているわけでございます。そして
いま年末に向かひまして、大蔵省、自治省等々
で、来年度の税制措置については改正問題を含め
ていろいろ作業中だというふうに思っております
ので、そういうことも含めて伺ひするわけです
が、まず最初に、自治省の方にお尋ねしたいと思
います。

この身体障害者の利用する自動車関係の課税の
問題については、地方税の関係では、税務局長の
通達で昭和四十一年からことしの六月まで何回か
にわたつていろいろな減免措置がなされていると
いうふうに聞いております。その経過と、どうい
う趣旨で減免措置がそのように講じられてきたか
というのをまず最初にお伺ひいたします。

○吉住説明員 お答え申し上げます。

先ほど先生、四十一年からというふうにおつし
やいましたが、確かに四十一年に通達を出してお
るわけでございますが、それを四十五年に新たに
変更いたしました、これがいわば基本通達という
ことになっておるわけでございます。

基本通達におきましては、やはり身体障害者の
方々の手足、体の延長であるという考え方が基本
になっておるわけでございます。その場合基本通
達におきましては、言ふなれば自家用の自動車の
みを対象にしておつた、業務用と申しますか営業
用につきましては、原則として外しておつたわけ
でございますが、今年六月に出しました新しい通
達におきましては、身体障害者の方々が雇用され
るような場合、あるいは雇用された企業の車で送
迎を受けるような場合、つまり身体障害者の雇用
対策に関連いたしまして、構造上特殊な車につ
きましてさらに減免措置を拡張いたしました、こうい
う趣旨でございます。

○安藤小委員 そうしますと、最初の考えはわ
ゆる足がわりというように出発をされたとい
うふうに理解するわけなんです。それから、四
十五年の基本通達では、体の延長ということにな
りますと、不可欠な生活手段の一つというふう

に理解されての措置というふうな理解をするわけ
です。そして、昭和五十三年のこの通達では、それ
以外にさらに雇用対策ということも含めてお考え
になつておるというふうな理解をさせていただきます。

いまおつしたようないろいろな趣旨、その
経過からいいますと、一定の評価ができるとい
うふうに思ひますけれども、やはりまだ不十分
なところがあるんじゃないかというふうに思つ
ておるわけなんです。といいますのは、先ほどお
つした構造上身体障害者が利用するものにつ
いて、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、こ
れは全額免除ということになっておるわけですが
けれども、五十二年六月の通達の中で、身体障害者
以外の人も利用できるもので、これは営業用、自
家用を問わない、そしてもう一つ、もっぱら身体
障害者が運転するため構造が変更されたもの、こ
れは営業に限るということになっておるんです
が、この対象が自動車取得税の一部、その改造に
要した部分の費用に自動車取得税の税率を掛けた
分だけ減免するということになっております点
が、どうも不十分じゃないかというふうに思ひわ
けなんです。

そこでお尋ねしたいのですけれども、いま申し
上げました二つについては、自動車取得税の一部
だけに限定をされた理由はどういうところにある
んですか。

○吉住説明員 身体障害者対策の重要なことは私
どももそれなりに理解をしておりますつもりでござ
います。が、広く自動車関係税というものを、それぞ
れ税の性格なり目的がございまして、その観点からい
わば一律に平等に扱わなければならないという他
方の原則があるわけでございます。ただそれに
いたしまして、身体障害者を雇用するために構造
上の変更を必要とするわけでございますから、そ
のためには割り高になつた部分についてまで税金を
いただくというのはいかかという観点から、そ
の部分についてはこれを減免するように指導して
おるわけでございますが、割り高にならない一般

的な部分につきましては、やはり道路の目的財源
になる部分とか、あるいは道路損傷負担的な性
格を持つとか、そういう自動車関係税全般の性格
に照らしまして、そこで踏み込むことは私ども
としていかがか、こういうふうな考へておるわけ
でございますので、今後自動車税なり軽自動車税
にさらに減免の効果を及ぼすということは、率直
に申しまして、税の立場からは大変困難なことだ
と思ひます。税の立場から、ただ、そういう地方
税の枠内におきまして私どもなりにいろいろ努
力はいたしておるということにつきましては、ぜ
ひとも御理解を賜りたい、かように思ひます。

○安藤小委員 自動車取得税の方は、御承知のよ
うにこれは目的税でございます。ところが、自動
車税、軽自動車税は普通税です。それが回り回
つて道路の補修等々にも使われるというようなこ
とは当然考えられるわけでございますけれども、こ
れは一般財源に入るわけですね。だからそういう
ことからすると、ストリートに道路の損傷云々と
いうことでもって特別扱いをすることはできない
のではないかと議論はいただけないのではない
いかという気もするわけなんです。

いろいろ御努力をいただいているというこ
とはよくわかるのですが、先ほど申し上げました
自動車取得税の一部についての減免の二つの関係
につきましては、その通達の趣旨からいたしまし
ても、身体障害者の方々が「障害者を克服し、
健全な者に伍して社会生活を営むことに資するた
め」という趣旨があるわけですね。だから、そう
いう趣旨を生かしていただくということをもつと
前進をしていただけないかというふうに思ひわけ
なんです。そういう意味から、いま言いました自動
車税、軽自動車税の方の減免ということも考へて
いただけないものかというふうに思ひわけです。
そこで、この関係につきましては、運輸省の方
も、昭和五十四年度の税制改正要望といたしまし
て、身体障害者用改造車両に係る自動車税及び軽自動
車税を軽減するというような要望も出ておるわけ
ですね。しかも運輸省の方は、細目で身体障害者用改

造車両に対する税率を現行の二分の一に軽減する
というところまで要望が出ておりますので、こう
いうような趣旨もくみ取つていただいて前進をし
ていただきたいということを強く要望したいと思
うのです。

そこで、一つわからないところがあるのでお尋
ねするのですけれども、先ほど申し上げました二
つ目の、もっぱら身体障害者の方々が運転する
ために構造が変更されたもので、営業用に限る
というのがあるのですが、会社なり個人なりで自家
用として、だから普通白ナンバーですが、車を購
入して、その車を人の送り迎えあるいは自家製品
の運送等々に利用する、これは雇用対策上も相当
大きな意義を持つておると思うのですけれども、
そういう車を身体障害者の方々が運転することがで
きるように改造をして、もっぱら身体障害者の方
にその車を運転してもらうというような場合は、
この通達の方でいきますとどこで手当てをされて
いることになりましょうか。

○吉住説明員 業務用のものにつきましては減免す
るようには指摘している箇所があると存じますが、
いわゆる白ナンバーの業務用につきましては、営
業用に準ずるものとして減免するようにという指
導をいたしているところでございます。したが
いまして、現実にはそういうケースにつきまして、
減免は行われておると私たちは理解しているわけ
でございます。

○安藤小委員 もう一つ、一々細かいことを言つ
ているとめんどくさいですから、昭和五十三年
六月十二日の通達の二項の(四)イ、いまおつし
やした営業用という中に入るのですが、これは、身体
障害者の方々がタクシーの運転手をしてもらつて、
そのために専用できるように運転機能を改造した
ものだと思うのですけれども、そういうふうな改
造されまして、身体障害者の方以外の人たちはか
えって運転できないように改造されることになる
のじゃないかと思うのです。そうしますと、身体
障害者の方の専用自動車ということになります。
だからそういう点からすると、先ほど自動車取得

税の一部をとこの御説明があつたわけですが、これはほかの人が乗って運転できないように改造されてしまつてゐるわけですから、車を一体のものとして見るべき措置をとつていただくべきが至当ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉住説明員 たいま御指摘になりましたのは、タクシー会社の車を改造いたしましたして、それを身体障害者の方々が運転して運転手としての収入をお上げになるというケースであらうかと思ひますが、その場合につきましては、取得税、自動車税を問わず全部減免するという通達の趣旨でございますので、趣旨に沿つたことをやっておるわけでございます。

○安藤小委員 そうですか。では、これは念を押すだけですが、通達の二のイの方は、自動車取得税ばかりでなくして、自動車税、軽自動車税も減免する、そういうことだと伺つていいわけですね。通達の申身とあなたのおっしゃつたのとちよつと違つてゐるのです。

○吉住説明員 タクシーは御承知のように営業用でございますから、アの方ではなくてイの方で読んでおります。

○安藤小委員 ですからその点についても、いま私が言いましたように、改造した部分について自動車取得税の率を掛けるという一部減免ではなくて、自動車取得税全額を免するということをお考えになつていいのではないか、ほかの人が乗れないのですから、自動車全体を一体のものとして見ていただく必要があるのではないか、そういうこととです。

○吉住説明員 先ほど申し上げましたのは、いわゆる緑のタクシーと言われているものについてのお答えでございます。いまおっしゃいました分につきましては、御指摘のようにその割高の部分だけを減免しております。さらにそれを拡張せよという御趣旨は、理解できないでもないわけでございます。御趣旨は、営業用としても身体障害者以外の方々は雇用したとすれば、やはりそれだけ

の取得税はお納めいただくわけでございますから、身体障害者を雇用なさつたために割高になつた部分、これはやはり構造変更したのに要する費用ということになるかと思ひますので、その部分を減免するように指導してゐるところでございます。

○安藤小委員 趣旨はわかるのですよ。ただ私は、そういうふうな改造してしまつてもう身体障害者以外の人には乗れない営業車両になつてしまふものですから、自動車取得税全額を減免されてしまふべきではないかということをお聞きしてゐるわけですが、しかし、そのことも含めていままで相対漸進的に範囲を拡大してこられておられますので、さらに百尺竿頭一步を進めていただきたいというところをお願いしてゐるわけなんです。

そこで今度大蔵省の方に、自動車に係る物品税の関係でお尋ねをしたいと思ひます。地方税の関係の措置、それからその経過、その趣旨は、いまお聞きになつたところでおわかりいただけたと思うのですが、物品税の減免は、物品税法施行規則で、下肢または体幹が不自由である者がみずから運転するために必要な小型普通乗用四輪車は免税をされておるわけなんです。これは地方税法の関係で、四十五年の基本通達が出されて前回は変更されたということになるわけなんですけれども、やはり四十年から始まつてゐるわけなんです。いま申し上げました物品税の減免措置も、同じ昭和四十一年に始まつておるわけですね。それ以後、この物品税の減免措置は、身体障害者の利用する自動車についての減免措置というものは変わつてゐないわけですか、変わつてゐないものとすれば、その理由はどうかと聞かぬか、お伺ひしたいのです。

○高橋説明員 たいまの御質問の件は、変わつておりません。四十一年以来同じ姿勢でございます。これは申し上げるまでもないのでございすけれども、物品税の課税につきましては地方税とかなり異なつたところがございす。と申しますのは、製造場の蔵出し課税でございまして、一回限り取るだけでございす。たとえば自動車税、軽自動車税は大部分保有課税でございすから、その辺の実際の利用の状況を鑑みて軽減ないし免除というところの実施がございすわけでございます。また自動車取得税でございす、他の人に売られたときにも一回かかつてゐる、そこでまた取り返す。取り返すという言葉は悪いのですが、また取り返しがきく。ただ物品税につきましては、一度製造場から出てしまふと、その課税を軽減した場合に、その用途外に転用された場合には、もはやさかのぼつて徴収するということは実際上むずかしいとございす。そういうこともございまして四十一年に、下肢または体幹の不自由な方で免許証を持つておられる方が御自分で運転なさる自動車につきまして、足がわりとして利用される場合に、例外としての特種用途免税という制度を設けたわけでありす。それをその後現在に至るまで続けてゐるということでございます。

○安藤小委員 経過はいまお答えいただいたとおりなんですが、そうしますと、身体障害者の方のうち、下肢または体幹が不自由な人に限定されておるわけですね。そういう身体障害者の方で運転免許を持つておられる人は数が少ないと思つてゐる人が、生計を一にしてゐる人に運転してもらつて、あるいはその人の所有ということにもなるうかとも思ふのですが、やはり足がわりに使うということも大いにあり得ることだと思ふのです。あるいは身体障害者の方が家族の中にあるので、その通院、通学等々のために相当無理をしてでも車を買つてやうかという家族もあるのじゃないかと思ふのです。

○高橋説明員 物品税の軽減ということで見た場合は、その用途に充てられてゐるというものの継続してゐる状況を把握できるといふことが前提になるわけでございます。先ほどもお答え申し上げたわけでございますが、地方税の場合には、あるいは台帳課税である、あるいは譲渡の都度課税であるというところで、そういう特殊用途に充てられてゐる状況というものが確認できるわけでございます。物品税の場合にはそれはまいらな

い。製造場を出たときに一五%なら一五%を一減か減まして、その以後は何回か減らして一五%も減りもしないわけですが、したがつて、製造場を出るときに特殊用途免税をかけて、それが特殊用途以外に充てられた場合にそれを取り返す方法というものは実は非常にむずかしいわけでございます。そういうことがございすので、地方税で現にやつておられます軽減制度と、物品税でたゞいままで継続しております軽減制度とはどうして差異が出てゐる。それで、先ほど申し上げましたように、下肢、体幹の不自由な方が御自分で免許を持つておられ、御自分の足がわりとしてお使いになるということがこの制度のもとでございすから、身体障害者と生計を一にする方が購入される乗用車についてそれを広げていくということとは、現在は困難であるという考え方であるの制度を続けておるわけでございます。

○安藤小委員 そうしますと問題は、やはり身体障害者の方々の足がわりとして利用されてゐるかどうかのチェックの問題のような気がするのです。自動車税、軽自動車税は毎年支払つてゐるというふうなことで、そのときにいろいろチェックの仕方があるというところは自治省の方から私いろいろ聞いてゐるのですが、現実には家族だけが使つておつて身体障害者の人たを本当に乗せて

つものつもりなんです。まず差し当たつてそういうところまで、足がわりという考え方に立つて範圍を広げていただいてもいいんじゃないかというふうにも思ふのですが、いかがでしょうか。

○高橋説明員 物品税の軽減といふことは、その用途に充てられてゐるというものの継続してゐる状況を把握できるといふことが前提になるわけでございます。先ほどもお答え申し上げたわけでございますが、地方税の場合には、あるいは台帳課税である、あるいは譲渡の都度課税であるというところで、そういう特殊用途に充てられてゐる状況というものが確認できるわけでございます。物品税の場合にはそれはまいらな

いるのかという点のチェックは、実際問題としてできないんじゃないかと思うのです。自治省の方でも、四十五年の通達を出しになるときにもいろいろ御議論があったのではないかと、思うのですけれども、やはり身体障害者の人たちに對する福祉税制的な考え方というものを、お入れになって、あるいはさらには、雇用対策ということまで踏み込んでいろいろ措置をとっておられるわけなんです。

だからそういうことからすると、いまのチェックの問題もさることながら、軽自動車税、自動車税の方で本日はチェックはなかなかむずかしいと思うのです。実際はできないんじゃないかと思うのです。ところがそういう措置をとって、おられる。やはり家計を一にする人たちが所有して運転するという場合には、身体障害者の人たちの足がわりに利用されておられるというふうな大まかにとらえていただいて、そしてそれに対して物品税を減免するというようなことは、自動車税の方とパラレルに考えていただいてもいいんじゃないか。問題がチェックの問題なら、どちらともそんなに具体的にはチェックできないんじゃないかと思うのです。だから、その辺のところをひとつ踏み越えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それからもう一つ、その点については、先ほどは自動車税関係で運輸省の方からの要望というのを申し上げたのですが、物品税関係についてもやはり運輸省の方から、税制改正について軽減措置を要望するというのがあるわけです。そうしてさらに厚生省の方も「昭和五十四年度税制改正に関する意見」として、身体障害者の人たちの生計が同一の人が運転する自動車についても物品税を非課税にする必要があるという指摘までされているわけです。だからその辺のところを、同じ政府の部内ですからきちっと統一をとっていただいて、こういう要望にこたえていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋説明員 下段、休幹の不自由な方に対する物品税の特典用途免税、これは繰り返すようでございますが、そういう御不自由な方の足がわりということが一つの趣旨でございます。それからまた、そういうことがあってはならないわけでございますが、その利用が乱に流れる、つまり身体障害者以外の一般の方々が一般的にお使いになるというもので及んではいけない。それをチェックするのが、繰り返しますが、物品税の場合には移出課税でありますので大変むずかしい。いま安藤委員おっしゃったことでございますが、自動車税、軽自動車税でございまして、仮に身体障害者と生計を一にしておられる方がそれを他に売られた場合には、売られたということが確実に把握できる。物品税の場合にはそれができないわけでございます。そこはまたチェックの問題と申しますか、税の公平を保つていくという場合に、本質的に税の組み立て方が違ひますのでどうしてもつきまとってくる問題であります。

そこで、私も決して福祉税制ということを念頭に置いてないわけではないのでございましてけれども、乗用車につきましても現行の制度を維持していくということであろうと思っておりますが、関係の各省から具体的な御要望がございまして、もちろんそれは検討はいたしますけれども、恐らく私がいま申し上げておるようなことで、制度上の違いということも十分御考慮願いたいと思っております。

○安藤小委員 時間がもうなくなっておりますので、その問題を打ち切りまして、資源エネルギー庁、来ていただいておりますか。——一つだけお尋ねします。

御承知のように、石油貯蔵施設立地対策交付金という制度が設けられてまして、その交付金の対象事業というものがいろいろあります。新増設の場合と既設の場合とでその対象事業に違いがあるわけですね。詳しいことは言いませんけれども、既設の場合は消防施設というふうに限定されておる。新増設の場合は一般公共施設。既設の場合にはその対象が限定されているので、おかげさまで

といましようか、そういう消防施設に對しては十分な措置ができた。だから地方公共団体の中では、もつとほかの文教施設等々に使いたいのだが、そういう制限がなくて自由に使えないし、効果的に使えないという批判というか、要望というか、そういう声も出ておるわけなんです。だからそれに対して、既設の分についても事業対象を広げるということも考えておられないのかどうか、これを一つだけお尋ねします。

○森清説明員 石油貯蔵の立地促進のための交付金の制度の中で、交付対象事業が新増設の場合と既設の場合とで差異があるという点は、先生御指摘のとおりでございます。実はこの交付金とほぼ同種の制度が電源開発については、新増設だけが対象になっておりまして、既設を対象にしたのは、今年度から発足しました私どもの制度が初めてでございます。それに、私どものこの備蓄促進のための交付金は、安藤先生も御案内のとおり、五十三年度に新しく設けられた制度でございまして、ちょうどいま第一回目の交付金交付のための受け付け事務をやっておる最中でございまして、いまだ交付金はまだ一度も実際に交付をした実績がございません。

そういうことでございまして、私どもとしては、今後交付の実績が出てまいりますから、その段階で、その実績を見ながら、同時に、実績が出てまいりますと、実際に交付金を受ける市町村あるいは都道府県の方からいろいろ注文なり要望なりが出てきようかと思っておりますので、その辺を踏まえまして、先生の御指摘の点、勉強させていただきます。

○安藤小委員 終わります。

○保岡小委員 永原君。

○永原小委員 少し通告と順序を逆にして御質問をしたいと思っております。不公平税制感を国民は非常に心に抱いていると思っております。そういう中で、特に三千万を超えるサラリーマンの人たちの中に集まっている不公平感、クロヨンとか

トーゴーサンとかいう言葉で代表されているように思われますけれども、こういうような問題について、主税局はどういうふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○高橋説明員 財政の状況が、御案内のような非常な不況に入つてまいりました。これを健全化していくために国民に一般的に税負担の増加というものをお願いせざるを得ない、そういう状況に立ち至つておることはたびたび申し上げておりますし、そういう基本的な認識でございまして。その中で、税制と執行の両面を通じて不公平な点がありますれば、これは是正していかねばならないというふうに思います。

税の軽減を制度的にいたします場合に、その軽減された税額を結局はかの方が負担をなさるわけでございます。税負担の一般的な引き上げが大事だという方向でいろいろなものを考えていきます場合に、それは従前よりはるかに税制の公平ということに配慮しなければならぬというふうに思います。執行の段階の考え方は長官からお答えをいたしますけれども、税制につきましても、私どもは基本的にきょうに考えていろいろ努力を重ねてまいりたいと考えております。

○磯邊説明員 国税庁として御答弁させていただきます。

いわゆるクロヨンとかトーゴーサンと言われますことは、一般のサラリーマンというのは頭から、ガラス張りで見えぬときに源泉徴収されてしまふ、にもかかわらず、農業所得者とか営業所得者というのは自分自分の所得を計算して申告する。したがってその間に何かかまかましかできるのではないかと、したがって、最終的な税負担がきわめてアンバランスになっておるのではないかと、いうことから出ておると思うわけでありまして。事実、いわゆる御自分で申告される納税者の中には、必ずしも正しくない申告をされる方もいないとは限りませんで、そういった人に対する把握の問題は、今後われわれの執行面において十分に努力していかねばならないと考えておるわけでは

あります。

ただ、巷間言われておりますように、クロヨンとかトゴサンというのは極端な表現でありまして、すべての納税者を通じてそういったのが実態であるというふうにはわれわれは考えておりませんで、これは一種の割合の合算的なものであると思っております。事実、自主申告納税しておられる納税者の大部分は非常にまじめに、誠実な申告をしていただいております。それからまた一方、給与所得者の方につきましては、いわゆる必要経費が余り認められていないのが不公平だという声もございまして、必しも両者の間に極端な差があるとは私は考えておりません。しかし、巷間言われているようなことがあつてはいけませんので、この点については十分心して課税の充実に努めてまいりたいと思っております。

○永原小委員 税務当局では当然のお答えだと思ひますけれども、やはり庶民感情としてこういう言葉が出てくるというのをわきまえて、いろいろお調べいただきたいと思うのです。

今度、一般消費税という増税が考えられていゝる。そういう中で、内需の拡大ということが非常に求められていながら、消費者の気持ちを冷やしているという現実が片方あるわけです。そして片方では、いま言ったような不公平感というのが現に多くの人の心に巣くつていゝる。そういう中で直接税から間接税へ移行するという場合に、やはりどちらか減税をしていゝかないと、直接税を少し減らんと見えて、そして間接税を新しくつくつていゝかないと、国民の納税が得られないのではないかという気がするわけです。

五十二年度は物価調整減税を政府は考えました。五十三年度は、物価調整減税を考えたいらつしやならなかつた。私どもが減税要求をいたしまして、第一段階として三千億の戻し税、これは、昨年の政府の考えたあゝいう物価調整減税に対応する措置としても最低限必要だということと主張

したわけですが、こういうようなものを考えながら、一般消費税というようなものを新設するという道を考えませんと、国民の理解がなかなか得られないと思ひますけれども、こういう点について、来年度あたりどういゝうな考えをとられるか、お気持ちはどういゝうなうか。

○高橋説明員 五十四年度の税制改正にどういゝうなふうに進んでまいるかということは、私もこれから諸般の経済情勢なり財政の状況なりを見通して、その中で予算編成の一環として勉強してまいゝる、したがつて、来年度の税制の偏りの改正方針というものは、まだいまお答えするほどのものを持ち合せておりません。ただし、基幹的な税金でございゝます所得税を初めとする各種の税金につきまして、現状で負担の軽減といゝうことを考えることはきゝわめて困難であると思ひます。これだけ大量の国債を継続して五十四年度も発行されといゝうことが、国民経済に与えまゝとこゝろの攪乱といゝいますか弊害と申しますか、そういうことを考えまゝすと、やはり税負担の増加といゝう線が基本的には考へてまいゝらなければならぬと思ひます。

○永原小委員 先ほど長官が、必要経費も給与所得控除で十分見えてゐる、こゝういゝうにお話になりまゝした。ガラス張りといゝう中で、それが十分でないといゝう気持ちでトゴサンといゝうような言葉が出てくるわけでありまゝすけれども、それに付随して、国民の心にすぐ浮かぶのが医師の必要経費七二%といゝう問題だと思ひます。この不公平税制といゝうとすぐ取り上げられるのが医師の税制ですけれども、これは二十九年、社会保険診療報酬が適正化されていゝない、そゝういゝう中で立法府が、前提条件が適正化されるまでの間何とて暫定的にといゝうことで生まれゝる特別措置だと思ひますけれども、前提条件がいゝま改善されていゝるとお考へにゝなりますかどういゝうですか。

○高橋説明員 社会保険診療報酬課税の特例でございゝますが、二十九年に制定されまゝした時期と現状とは、全体の医療費の大きさが非常に異なつておゝります。そこで私どもとしては、もちろん課税の特例につきまゝして是正を要するところがあると思ひますが、多年政府の税制調査会でもそゝういゝう方針を審議し、政府に対して答申があつた。それで、五十三年度末まで現行の措置は存続を認めることとし、その間、これに対応する諸施策を速やかに講ずるといゝうことを自民党で、昨年の暮れに党議で御決定になつたのですが、もちろん政府といたしまゝしても、これに対応して所要の検討を現在進めておゝるわけにございゝます。

○永原小委員 立法府と行政府の立場での論争といゝうことにしたいのですが、自民党といゝう一つの政府・与党ですからそゝういゝうお答えも出てこゝうと思ひますけれども、要するに、行政サイドの医療制度であるいは診療報酬制度といゝうものが適正でなかつた、そゝういゝうの対応して立法府で、特別な措置を講ずべきだといゝう立法ができたと思ひます。それが、その前提条件が本当に改善されていゝないといゝうまゝに行政の怠慢である、こゝういゝう指摘をせざるを得ないのです。

そゝういゝう中で、二十数年ずつとこゝういゝう特別措置が続けられてきた、片一方ではその前提を直さないで、片一方ではこゝういゝう措置をずつと継続してきた、何か政府に一体性がなゝい。それれ各省独立したものであつて、政府が本当に一本になつてゐるのか、こゝういゝうことに私は疑問を持ちまゝす。こゝういゝう点ではどういゝうお考へでしゝうか。

○高橋説明員 診療報酬の水増し、また社会保険制度はどうあるべきかといゝうことにつきまゝして、これまた所管の役所で、財政の状況を踏まえて審議し、十分な御検討が行われておゝると思ひます。私どもは、課税の問題といゝいますか、税制の問題といゝはしまして、先ほどお答え申し上げたような考へ方で臨んでまいゝるこゝうにございゝます。

た、黙認されてきた、こゝういゝうところに期待感も生まれゝるでしゝうし、また既得権を主張するものも当然だろゝうと思ひます。前提を直さないでいきなりこゝういゝうような是正をしようとしても、なかなか合意が得られなゝい、これは理解できるわけですが、私ども、この前、四十九年ですか、税調で答申されゝた四段階方式、これはいまも生きてゐるといゝうようなお考へで実現に移そうとされるのか、あるいは、五十年の決算を見まゝすと、会計検査院の報告もありまゝすが、大分必要経費につゝいて差が出てゐるわけですが、こゝういゝうものを基礎にして税制改正をなさろゝうとするのか、そゝういゝう点についてのお考へを伺ひたいと思ひます。

○高橋説明員 この制度の社会的な前提といゝうものがずいゝぶん変わつてまいゝりまゝして、四十九年十月に政府の税制調査会が出まゝした「社会保険診療報酬課税の特例の改善に関する答申」、これは五十年の税制改正答申に織り込まれておゝります。それでまいゝりますと、「その頃」といゝうのは、つまり制度創設時でございゝますが、「その頃」に比べて医療経営の形態や規模の多様化により医師相互間の収入の開きは格段に大きくなり、さらに収入に対する経費率の分布もかなり区々となつてきてゐる。現在では必要経費率が七二%を超えて課税特例の適用を受けなゝくなつてゐる医師も少なくなゝい。こゝういゝうな実情からすると、社会保険医について税制により一定の所得水準の維持をはかるといゝう考へ方はその社会的、経済的素地を失つてゐるといゝえる。こゝういゝう言つてゐるわけですが、もちろんそのもう一つ前の前提は、二十九年当時比べて相当情勢の変化が見られて、医療保険業の一人当たり平均所得は、給与所得者の平均収入の、四十七年でございゝますが、約四倍になる、こゝういゝう事実も指摘されておゝるわけにございゝます。そこで、この租税特別措置法の二十六条の規定をどういゝうふうに変更してゐるかといゝうことでございゝますが、私どもとしては、四十九年に政府の税制調査会からいゝただきまゝした答申の線で改正を努めてまいゝるべきだといゝうふうにと考へておゝ

ります。

○永原小委員 片一方では会計検査院の報告を見ていきますと、それぞれ高くても必要経費は五四%、千五百万未満で五五%という数字が出てくるのです。こういうものについて、政策減税です。七二%を維持しながら最低五二%というところまで持っていくとする気持ちはわからぬではないのですけれども、いきなり二〇%削減というふうなことになるかと、これに対する抵抗感というのは非常に大きいんじゃないか。二十何年も放置されていただけに一挙に直そうとする抵抗感が出る。やはりこういう激変を緩和する、その間に前提としての医療制度あるいは社会保険診療報酬制度、こういうものを見直す、そういうような措置が必要ではないかと思えますけれども、そういう点についてはどうお考えでしょう。

○高橋説明員 いまお答えいたしました四十九年の税制調査会の答申の四段階、その考え方は、社会保険診療報酬の実態に近い概算的な実際経費率というものを一つ頭に置き、もう一つは、社会保険医の特殊な役割りと地位を配慮した措置としての特別控除ということを頭に置いて、その二つを組み合わせて構成するというもので、社会保険診療報酬の収入水準によって段階的に経費率を引き下げていくという形をとっておるわけでありまして、これは、制度変更に伴う税負担の緩和ということを意図した性格のものではないと私は考えております。

○永原小委員 二十九年当時の医療従事者の所得というのを給与所得者や事業所得者と比較して会計検査院の報告が出ておりますけれども、二十九年、給与所得者に対しては一・四倍、それから事業所得者に対しては一・六倍、こういうのがその後逐次、診療報酬制度が是正されながら、現時点においては給与所得者の四・六倍、事業所得者の六・六倍、こういうような状況が生まれているというように報告されております。そういう中で、これだけの改善があったとすると、やはりその

都度この必要経費の算定について直していくのが当然であつたと思うのですが、それを放置しておいて、ここで一挙に直そうとするから、これは医療従事者の方で抵抗感が大きいのではないかと。やはりこれだけ激変が起つておる中で、順次直していくのが当然であつたけれども直さなかったとするならば、対応した激変緩和の措置がどうして必要だと思ふのです。そうでなかったら、いきなり強制的にやろうとしても、これは圧力団体というものが物すごい抵抗をするというのは当然ではなからうか、こういう気がするのです。

先ほどの一般消費税の導入についても同じことだと思ふのです。財政が苦しい、こういうような立場からどうしても増税しなければならぬということとはわからぬではない。しかし、やはり一般の給与所得者の直接税というものを軽減しつつ間接税へ移行する、そういう姿勢を見せるのと同じように、激変を緩和する、そういう態度がどうして必要だと思ふのですけれども、どうでしょう。

○高橋説明員 いわゆる医師優遇税制というものを是正していきまます考え方について先ほどから申し上げておるわけで、私も、四十九年の税制調査会の答申の線でお話ししていくということと臨みたいと考えております。またそれが、全体としての社会保険診療報酬または社会保険医の特殊な役割りと地位を配慮したということ、それから、課税の公平、つまり実態に近い概算的な実際経費率というものを、その二つを組み合わせることによつて、永原委員からお示しのありますような考え方に私どもとしては十分沿つておるのではないかとこのように考えております。

○永原小委員 時間がありませんので、観点を變えて徴税面から、國の財政運営をどうしようかに御判断になるのか、伺つてみたいと思ふのです。先ほど税収の状況はちよつとお話ございましたので、その中で特にもう少し分類して伺つてみたいのですが、落ち込んでいます法人税、この中にも好況業種はあろうと思ひます。産業分類、大分類でいくか中分類でいくか、いろいろな資料があ

らうと思ひますが、好況業種というのは法人税上一体どういふようなものがあるのか、お知らせいただきたいと思います。

○磯邊説明員 国税庁で調査いたしましたところによりますと、本年の三月期から六月期までの決算期が到来した法人、資本金五億円以上の法人でありますけれども、この状況を見ますと、これは対前期比で分類したわけでありまして、前期の水準いかによるかと思ひますが、前期に比較してしまつて非常に所得が伸びておるといふ業種を申し上げますと、まず一年決算の法人で申し上げますと、石油精製業、これが対前期比、つまり前年比と同じであります。前期比が申告所得金額が五〇・六%、それから九電力を除く電気・ガス供給業、これが一九三・六%、それから非鉄金属工業、これが一三八・九%、精密機械工業が一三二・八%、それからホテルとカリース業等のサービス業、これが一二・七%といったようなところが目につくわけであります。

なお、九電力につきまして申し上げますと、これは六カ月法人であります。これを見ますと、対前年同期比が一三〇・二%というふうな形になつております。

○永原小委員 いまの特に好況業種と言われるものは、結局、円高のメリットによつてこういう成果が上がつておるのでしょうか、財政主導型の公共投資の成果、こういうふうな考えられるかどうか、そういう点いかがでしょうか。

○磯邊説明員 ただいま申し上げました業種というのは、ほとんどがいわゆる円高による所得の増加というふうには見ております。

○永原小委員 景気の悪いときに財政主導型でいろいろやつていく、そういう中で公共事業を中心にしていろいろ投資が行われているわけですが、実際にはそういうものが税収面にあらわれてきていない。特にこれは源泉分の所得税ですが、前年同期と比べて落ちているというふうなことから見ると、分配所得もそう多くなつてはいない、こういうふうな思ふのですけれども、公共投資をずっと

続けていけば、これは建設国債が財源になつていきます。累増して、そういう中で実際に財政が硬直化していく、だからこれから脱却するために増税をしなくてはならない、こういう短絡的な結論になつてくるのですが、本当にこれだけ公共投資をやつて税収面から見ても経済に大きな意義がある、こういうふうに判断できるでしょうか、どういふふうにお考えになるでしょうか。

○高橋説明員 経済の状況から、財政が短期的に景気の回復のために機能するというところで、五十年以降主として公共事業費を中心として財政的な、フィスカルポリシーと申しますか、需要喚起政策をとつてきたわけでありまして、それによつて経済の状況も逐次改善してきておるといふふうなことは私も思つております。また、このまま余り長い間財政だけで景気を支えていくということになれば、財政自身の体質の極端な悪化を招いていくであろうということも現時点の問題として考えているわけでございます。

先生の御質問の趣旨に必ずしも正確にお答え申し上げておるのではないのかもしれませんが、私も、私どもは、従来の財政政策によつて経済がここまで回復してきて、もう少しでトンネルから出るところまで行つておるのではないかとこのように考へておるわけでございます。

○永原小委員 苦しい答弁ですけれども、さつき長官がおっしゃつたのは、やはり円高メリットによつてこういう好況業種というのがあるのだ、大部分がそうだということにお話しになりました。財政主導で行くといつても、実際に税収面にははね返つてこない、ただ国際経済の中円高という現象によつてある程度税収が確保できるような状況になるだろう、何とかいけるだろうというふうな見通し。私は、本当にいまの財政政策で日本の経済の立て直しができるのかどうか、かえつてみずから財政の首を絞めているのではないかと気がしてしょうがないのですけれども、加藤次長、いかがでしょうか。

○加藤説明員 石油ショックの後、だんだんとい

ろいろな点で改善されてきたことは事実だと思
うのであります。最初国際収支が赤字であつた、あ
るいは雇用の問題があつた、それからインフレの
問題があつた、こういうような段階を財政を中心
にしながらかつてまいって、次の段階に、よ
うやく企業の赤字もだんだんと回復してきておる
という二番目の段階に入つた。現在の段階
を見ますのに、いろいろな経済の構造の問題、そ
れから財政のアンバラの問題、そういう段階に來
たのではないと思われまふ。最初は、財政を犠
牲にしながらかつた部門あるいは全体の部門のバラ
ンスをとつていつた、ようやく財政部門を中心と
するアンバラを何とかしないと全体に悪い影響を
与えるかも知れないというやうな段階に來てい
るのではないか。ですから、財政を犠牲にしなが
らいろいろな面でよくなつてきたということは事
実だろふと思ひます。

さて、これからどうするかというやうな段階
で、いろいろ御議論はござひますし、それから財
政のいわゆる需要創出効果の低下という問題もご
ざひますが、ただいま申し上げたやうな時間的経
緯を追つてみますと、それはそれなりの使命を果
たした。さて、次に残された問題にどう取つかか
るかというやうな段階に來たのではないかと思
つております。

○永原小委員 時間が來てしまひましたけれど
も、私いまのやうなお話の中で、本當に財政主導
型という政府の方針が果たして意義があるかどう
か、非常に疑問を持つやうになつてしまつた。特
に収支面の実態から見えますと、加藤次長は
全体が非常によくなりつつあるのだといふことを
おっしゃいますけれども、ここ数年、企業にして
もあるいは個人にしても、そういうやうな実感を
持つていないというやうに私は思ひます。その中
で一般消費税導入の問題があるわけですから、
も、そういうものが内需喚起の冷や水にならない
か、そういうやうな気がしてしやうがありません
か、これは繰り返しになるからやめまされども、
も、こういうものについてはやはり慎重に行うべ

きだというやうに思ひますが、時間が來ていま
すので、そういう意見を申し上げてきやうの
ところは終りたいと思ひます。ありがとうござい
ました。

○保岡小委員長 本日は、これにて散會いたしま
す。

午後一時十八分散會

昭和五十三年十一月二十日印刷

昭和五十三年十一月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局